

議会運営委員会 会議録

日 時 令和元年6月17日（月曜日）

午前10時00分開会、午後3時18分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

（1）議会基本条例の見直しについて

（2）諮問事項

（3）その他

5 閉 会

出席委員（6名）

委員長 海老原 一郎

副委員長 吉田 千鶴子

委 員 小坂 博

委 員 鈴木 一彦

委 員 塚原 圭二

委 員 勝田 達也

欠席委員（1名）

委 員 吉田 博史

その他出席した者

議 長 篠塚 昌毅

副議長 平石 勝司

説明のため出席した者（なし）

事務局職員出席者

局 長	塚本	哲生
次 長	川上	勇二
係 長	小野	聡
主 査	村瀬	潤一
主 査	寺嶋	克己

傍聴者（なし）

○海老原委員長 おはようございます。それでは、ただ今から議会運営委員会を開会いたします。傍聴は無いですね。

(「はい」との声あり)

○海老原委員長 はい。今日は吉田(博)委員が欠席、塚原委員が遅刻です。それでは、始めに議長からご挨拶願います。

○篠塚議長 おはようございます。今回、議会運営委員会に追加の諮問ということで、お願いした件がございます。一般質問の通告書の見直しとかあるんですが、今回、見直しをお願いしている基本条例の第14条第2項に関連して、一問一答方式の見直しの要望が出ております。それから第15条の第3項、運用についての見直し等、ありますので、後ほど検討を願います。今日は、よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 早速協議に入らせていただきます。協議事項(1)議会基本条例の見直しについて、協議をお願いします。資料の方は、2期生以上の議員、20名に提出をお願いし、全員から、ご提出をいただいております。それでは、早速、検証してまいりたいと存じます。検証項目は43項目ございます。1つずつ検証をしてまいりますが、検証の方法は、事務局から資料の報告を1つずつしていただきまして、それでは、まず検証表ですか、お手元のA3版の検証集計表の朗読をしていただきまして、その後、検討していただく訳ですが、一つ一つずつですね。これ、ちょっとボリュームが多いものですから、条ごとに事務局に読んでいただき、その時に検証事項、評価ですか、件数と割合を読んでいただきまして、その後、理由や意見等につきましましては、ご覧になっていただきたいということで、進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局、第4条の1号から願います。

○小野議事調査係長 第4条議会の活動原則、1号市政における意思決定機関であることから、公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会運営に努めたか。A4件20%、B12件60%、C4件20%、Dはゼロ件です。前後してすみません。Aというのは十分達成できた。Bは概ね達成できた。Cは今後努力を要する。Dは該当なしです。続きまして2号市民の多様な意見を市政に反映させるため、市民の意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言を積極的に行ったか。A5件25%、B10件50%、C4件20%、Dは1件5%です。3号議決責任を深く認識し、市民に対して積極的に情報を提供するとともに、説明責任を果たしたか。A5件25%、B10件50%、C5件25%、Dはゼロ件です。4号市民に分かりやすく、傍聴及び視聴の意欲を高める議会運営に努めたか。A5件25%、B9件45%、C5件25%、Dは1件5%です。5号市長等の市政運営状況を監視し及び評価する機能を果たしたか。A5件25%、B11件55%、C3件15%、Dは1件5%です。6号言論の府であることを認識し、議員相互間の討論を中心とした議会運営に努めたか。A3件15%、B9件45%、C6件30%、Dは2件10%です。7号条例等については、不断に見直しを行ったか。A1件5%、B6件30%、C11件55%、Dは2件10%です。

○海老原委員長 ご意見等はございますか。

○小坂委員 検証ということですが、このアンケートの結果ですよね。これについてコメントするという事なんですか。というのは、結果として、こういうことだろうということで、皆さんに知っていただくことは大事な気がするんですが、これについて議論ってできるのかな。そういう疑問が生じたので。よく分からないので・・・。

○海老原委員長 基本的には、そういうことも含めて議運で諮っていただきたい。今後、どうするかも含めて。ですから、この検証結果がありますね、同じA3で。1号では、評価として概ね達成できた。意見として、議会報告会の開催など、一定の前進をみた。これは事務局が作った案ですが、この通りでよければ、特に議論する必要はない。

○小坂委員 私、ちょっと勘違いしました。検証結果ということで、このアンケートについて検証結果が出てますが、これでよろしいですかということですかね。

○海老原委員長 これでよろしいか・・・。

○小坂委員 そういうことを議論する。

○海老原委員長 それプラス、今後努力を要する場合の今後について、今日、決めないにしても、議運の方で検討していきますよと。今日、回答できるものは、結論を出せるものは結論を出したいと思うんですけど。結論が出せないものは、今後、議運の中で検討していくということで・・・。

○小坂委員 わかりました。

○海老原委員長 そういう流れでいきたいと思うんですが。それでよろしいですか。

○鈴木委員 委員長がおっしゃった通りで良いと思うんですが、この集計表については、結果なので、いじりようがないので、このまま議員の皆さんに見ていただくよりないと思います。こっちの検証結果については、今後努力を要する部分を、議運でどうするかというのを、議長の判断によって、今後、議運に委ねてくるかということだと思うんですが。その辺、どうなんですか。

○海老原委員長 基本的には、議運の方で検証結果を出して、十分達成できたや概ね達成できたは、議運で取り上げる必要はないと思うんですが、今後努力を要するや、該当なしっていうのは、設問によって、何かするってこともないと思うんですが。今後努力を要する項目については、議運で検討していただいて、今日出せるものは、多分、少ないと思いますので、今後の議運の中で検討していただいて、なるべく早く結論を出した方が良いとは思いますが。そういったことで進めさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○海老原委員長 そういった流れでいいですか。

(発言者なし)

○海老原委員長 小坂委員、どうですか。

○小坂委員 十分達成できたや概ね達成できたは、議論をする必要はないんだろうと思

うんですが、今後努力を要するものについては、ある程度は議論をした方が良いとは思いますが、この設問も、なかなか難しいというか、なかなかできにくいというか、あるいはできるのにやらないのかとか、アンケートだけでは、当然、わからない部分があるので、そういうことを議論するのかなと。結局、これは議会全体の問題なので、議運で結論が出せるのか、私、よくわからないなと思ったんです。

○海老原委員長 ものによってはですね、議長からの諮問事項ってありますよね、ものによっては、今回の検証を受けて、そちらの方も、会議規則の見直しとか、そういうのは議運から全協に諮らなければならないものがあると思うんだ。ものによってはですね。ものによっては、こういう形で努力してくださいって、結論付けるものもあると思うんですけど、項目によっては。そういうことで良いですかね。

○勝田委員 その方向性はあれなんですけど、別の話で、これ、検証結果と検証集計表の2種類の資料がありますね。

○海老原委員長 はい。

○勝田委員 検証結果の評価は、多分、割合の一番多かったものを書いているんだろうと思うんですけど、先の24条の2項なんかは、かなり多様な意見が出ていて、その中で検討したことがないとかで、今後努力を要するということなんですけど、これ、議員報酬の改定等について、非常に興味がある中で、議会の中では多様な意見があるということを述べるのが大事であって、評価に関して、この評価の裏付けは、物凄く誤解を招きやすいと思う。なぜかという、一般的には議員報酬は下げろという意見が多い中で検討していませんと。だけど議員の中には、4人でしたが若い人が議員になれるようにと。検討って、報酬を下げるという話しじゃなくて、増やして欲しいという話しじゃないかなと思うんですけど。そういった多様な意見がある中で、検証結果を出す必要があるのかどうか。様々で、割れすぎていて、評価は様々な意見がありましたということになると思うんですけど。

○海老原委員長 ちょっと、これ、説明が漏れていたの。何かというと、明日、全協で検証結果を報告するので、報告するにあたって何も資料がないと、一から作っていくと大変なんで、これ、事務局の方に検証結果の案を作ってもらったんです。ですから、これを修正したいのであれば、その都度ということで進めさせていただきたいと思うんですが。ちょっと説明が漏れていました。検証結果の案です。

○勝田委員 4条に関しても、評価のところで空欄があるので、資料の出し方自体を、もうちょっと検討した方が良いんじゃないですか。

○海老原委員長 これは案ですから。そうじゃないだろうっていう意見があれば直させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○小坂委員 私、個人的には、これ、全員にお配りして、その後に議論があると思うので、ここで議論をする段階ではないような気がします。アンケートについては、それぞれの思いで出てきた結果ですから。という気がするんですが、委員長のお考えをお願いします。

○海老原委員長 はい。明日、先程申しましたが、明日の全協で、この検証集計表と検

証結果、これは案ですから、この後、直していただくことになりますが、これを土台として、検証結果の報告とさせていただきたいと思うんですが。それはよろしいですか。

○勝田委員 検証集計表と検証結果の２種類がありますけど、そもそも検証結果を出す必要があるんですか。２種類の資料じゃないですか。検証集計表っていうのは事実で、検証結果は検証したという事実ですけど、まず事実だけを出して・・・。

○小坂委員 さっき言った報告だけしてもらえればというのは、そういう意味ですから、コメントとかする前に、みんなに見てもらえればと。あとは委員長にお任せします。

○海老原委員長 基本的には、この結果を出して、概ね達成できたとかは、それは問題ないけど。今後努力を要するとか、この検証結果を見ていただいて、例えばですね、４条の７号には今後努力を要するということで、これについては、議会運営委員会で、今後、検討させていただきますというような回答になると思うんですけど。そういうことで、議長、よろしいですね。

○篠塚議長 運用解説の４２ページを見てください。第２５条に速やかに検証するとあります。そして第２項に、その検証に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講じるとなっております。皆様からいただいたアンケートに基づいて検証をしていただいて、その検証結果についての意見をいただくために、全員協議会に諮っていただきます。その中で条例の改正等のアイデアがあれば、その時に、また議運で協議をしていただくということです。全ての方の意見を聞く前に、議会運営委員会で意見を集約していただいてからになります。検証結果がなければ、話しが進まないものなので、アンケート結果についてはアンケート結果、そのアンケート結果を受けて議会運営委員会で検証結果をまとめました。その検証結果の訂正や追加を、全協を通して出してもらって、再度、議会運営委員会で協議してもらおうというものです。

○鈴木委員 委員長のおっしゃったことは、大体、わかったんですが、１回、この集計表と検証結果を全協で全議員に示すと。例えば会派ごとに話し合いをしてもらって、第何条の何号は、こういうようにした方が良いとか、それを戻してもらおうような考えで良いんですかね。

○篠塚議長 それも含めて議会運営委員会で諮ってもらえればと・・・。

○鈴木委員 それも議運で決めるんですね。内容を検討するんじゃないくて。

○篠塚議長 内容もです。

○川上議会事務局次長 前回の議運で、どのように進めていくのか方向性が決まらなかったんで、まず皆さんがどのように考えているかというアンケートを取ってはどうかと。そのアンケートの結果に基づいて話しを進めていこうということが、前回の議運で決まりましたので、このような形になっております。ここに書かれているのは、あくまでもアンケートの結果なので、議員さんの中では、ちょっと勘違いをされて出されていると思われるものもありますので、数が多いから、それを結果にするというものでなく、議運の中で議論をいただく参考としていただくためのもので

ございます。特に、達成されていないものに対しては、議運でどのように対処していくのか、その辺の議論をしていただくために、条項ごとに分けて表をつくっております。検証結果を全協で示していくことが大事なことでありまして、集計表は出さなくても良いぐらいのものと思っております。

○鈴木委員　そもそもアンケートをいただいた時に、どう答えていいか、わからないというのが、正直、私の中で9割方。要は、それぞれに議員の立場で考える、委員会の立場で考えるとあるんだけど、非常に難しい設問だったと思うのね。多分、私自身も見当違いの事を書いているかもしれないんです。それが結果として集計表に出てきているので、検証結果として、議運で直していくというのが仕事ということではよろしいのでしょうか。

○川上議会事務局次長　そう思います。

○鈴木委員　ここに検証結果ってあるんだけど、これ、誰が検証したんだろうと思ったんです。議員が検証しなければならいんだけど、これを作ったのが事務局だから、まだ私たちが検証していないものも出せるのかなという疑問があったので。ようやく理解できてきました。

○川上議会事務局次長　案を・・・。

○海老原委員長　案ですから。こういうものが無いと、一から作らなければならないので、そんな時間は無いので・・・。

○鈴木委員　これは案なのね。

○海老原委員長　これは案だと、先程説明したと思うんですが。

○鈴木委員　わかりました。

○勝田委員　ということは、話しを戻して、この4条から一つ一つ潰していって、議運としての考え方を出せば良いということですよ。

○海老原委員長　一つ一つやっていこうと話したじゃ・・・。

○鈴木委員　それ、今日、今から。

○海老原委員長　今から。だから集計表の理由のところはご覧下さいと言ったんだよ。

○小坂委員　わかりました。ようやくスタート地点に達しました。

○海老原委員長　それではスタート、皆さん、同じ地点に立ったと思いますので、第4条の1号から、これ理由・意見等も含めて評価を。まあ、評価については、十分達成できた。概ね達成できた。今後努力を要する。該当なしという回答項目がありますが、それに従って、評価については当てさせていただいたと言うのかな。ということです、それも含めて、あと理由もですね。これで良いかも含めてお諮りいたします。よろしいですか。

(発言者なし)

○海老原委員長　まず1号ですね。よろしければ、この通りとさせていただきます。では2号について・・・。

○川上議会事務局次長　すみません。どの結果になったのか、結論をお願いします。

○海老原委員長　この通りだということだよ。

- 川上議会事務局次長 この通りって・・・。
- 海老原委員長 概ね達成できたよ。
- 川上議会事務局次長 そんな感じでいいんですか。
- 海老原委員長 他に何かあるの。
- 小坂委員 いや、そういう結論になったと言わないと、記録に残らない。
- 海老原委員長 この通りで行きますよって言ったんだよ。案の通りって。
- 川上議会事務局次長 案って、意見を聞かずに行っちゃうんですか。
- 海老原委員長 ですから、第1号はこの通りってことだよ。
- 小坂委員 概ね達成できたよ。私も異議はございません。
- 海老原委員長 次に2号ですね。2号については・・・。
- 小坂委員 概ね達成できたということは、あんまり反対は無いんですよ。結果としてね。
- 鈴木委員 委員会において政策提言を行ったという理由・意見なんですけど、これは各議会ごとの委員長報告が政策提言にあたるものなのか、それとも常任委員会のどこかが何かしらの政策提言を出したという結果が残っているものなのか。
- 川上議会事務局次長 文教で政策提言ということで市長に提言書を出しています。
- 鈴木委員 そうだね。それ以外はないよね。
- 川上議会事務局次長 ありません。
- 海老原委員長 基本的には、このね、全員じゃなくて、何人かが行っただと。その代表的なものを上げさせていただいたということですよ。2号の意見の中で代表的なものを上げたということです。ここに追加したいものがあれば。削除したいものがあれば削除です。
- 篠塚議長 委員長、よろしいですか。
- 海老原委員長 はい。
- 篠塚議長 議会報告会での重要事項は市長に提言を行っていますので、そういうのも含めて、その表現が正しいか等も含めて、皆さんにお諮りをしていただきたい。アンケートの結果はこうなんだけど、検証結果としては、議会基本条例を遵守してきた中で、もうちょっと付け加えた方が良いでしょう、これはおかしいだろうということも含めて検証し、答えを出し、皆さんに示していただきたい。集計表の理由・意見等は、考えるための材料なので、それらも含めて検証願います。
- 海老原委員長 はい。
- 鈴木委員 だったら、もう少し具体的に表現した方が良いでしょう。議会報告会において、どれだけの提言をしたかという、あと文教厚生委員会において何々について政策提言を行ったという。これ、最終的に、検証した後に、市民に公表するものなのですか。25条には、市民への公表は書いて無いんですけどね。それ、どうするのか。
- 川上議会事務局次長 前回、私の方から公表するというので、お話しをさせていただきました。

- 鈴木委員 前回、私、欠席したから。公表するのね。
- 川上議会事務局次長 ホームページを通して公表させていただきたいと思います。
- 海老原委員長 その点は諮問事項にも入っているんですが。
- 篠塚議長 公表に関してはですね、委員会の会議録は全部公表することになっていますので、ここで話していただいたことも全て公表するので、検証結果も公表するという考えで。委員会に諮られたものは全て公表するということで、よろしくお願いします。
- 海老原委員長 では、時間ということもありますので・・・。
- 勝田委員 会派提言なんかも入る訳ですか。政策提言を会派で行っているところもあると思うんですけど。入るという認識でよろしいんでしょうか。
- 海老原委員長 それを入れるか入れないかも、ここで決めるということです。
- 勝田委員 私は入れた方が良いでしょう。
- 海老原委員長 入れるなら文言を出して下さい。
- 勝田委員 文言としては、会派の名前は良いと思うんですけど、何々会派から何年何月に、こういった政策提言を市長に対して行ったと、具体的に書いて。委員会の方も具体的に書けば良いと思うんですけど、理由ですから。そういう事実があるので、概ね達成したと。
- 海老原委員長 だから、それは分かるんですけど、だから文言を出して下さい。
- 勝田委員 正確にですか。
- 海老原委員長 そうそうそう。文言。後のことを事務局に任せるんじゃないで・・・。
- 勝田委員 分かりました。
- 鈴木委員 その方式なら、1回、持ち帰らせていただいて、文言を作ってこないと、今日、この場で全部は難しいと思うんですが。会議の流れで、どうでしょうか。
- 海老原委員長 その点については如何でしょうか。評価までは出せるけど・・・。
- 小坂委員 っていうか、要は、この評価について、概ねとか、いろいろ書いてありますけど、おおよそ達成できたということは、おおよそ良いというふうに了解してもらわないと。まあ、努力を要するとか、答えが出ないところを重点的にやっていった方が良くないかと。アンケートって、ざっくりしたものですから、中身は、みんな、思いは違うので、違う思いで書いているので、例えば政策についても、自分が出したよという人もいれば、そう思っていない人もいるし、そんなことできないよっていう答えもある訳ですから、これ、それぞれ視点が違うので、アンケートは。評価が概ね達成できたというのは、おおむね良いとしないと、話しが前に、全然進まなくなっちゃうので。そういう言い方はおこがましいかもしれませんが、できなかったところを中心にした方が良いでしょう。
- 海老原委員長 一つ一つやっていかないとダメなので、理由や意見等は後にしていくんですか。
- 吉田（千）副委員長 評価については、大体、パーセントから割り出して、概ね達成できたまでは、これで了解だと思うんです。2号については、今、議長からもあり

ましたが、議会報告会から政策提言を行った。それから、今、会派からも政策提言も行った。そういったこと、2つ入れれば、これは、もう、よろしいんじゃないですか。そういうふうに私は思ったんですが。それ以外にあるのであれば、考える余地はあるんですが、これ、持ち帰ってやるのではなく、これ、概ねできている部分ですので、そこに何かプラスしたい意見があれば出していくという形で。これ、私たちで、一応、決めますけど、先程、ありましたように、会派に持ち帰って意見や要望があれば、また出していただくということがありますので、概ね、ここで先に進めさせていただければと、私は、そう思います。

○篠塚議長 委員長、よろしいですか。

○海老原委員長 はい。

○篠塚議長 検証結果の表で、一番右が空欄になっていると思うんですが、そこを議会運営委員会の検証結果という項目にさせていただいて、今日出た意見を書いていたくと、全議員に配った時に、議運の検証は、こうだったけど、他の議員さん、どうですかということで、戻してもらおうとすれば、分かりやすいと思うので、ご検討願います。

○海老原委員長 今、議長から提案がありましたが、如何でしょうか。

○吉田（千）副委員長 その通りでよろしいと思います。それに付け加えて、今までの話を出していただくということで、進めさせていただければと。

○海老原委員長 はい。その点はよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○海老原委員長 それでは、検証結果の理由・意見等の右側に議会運営委員会の中での意見や検討内容ということで、その辺、後で、事務局とやりますので。局長、その辺、表現、良いですか。

○塚本議会事務局長 明日の全員協議会で、議運の検証結果を報告していただくんですが、この資料、検証結果案の評価の右に主な理由・意見等とありますが、これは、あくまでも事務局側で上げたものでして、ここが議運で選定した結果になってまいります。理由のところは議運の検証結果で、右側の部分は、今後、どのようにしていくかというものが、この空白のところに入ってくることになります。

○鈴木委員 とすれば、明日出す資料は評価の部分までで良いような気がしませんか。明日は。

○川上議会事務局次長 事務局的には、右側の空白の欄、今後、このことについて検証していくという表現で良いのかなと思っております。

○鈴木委員 ボリューム的に、これ、協議事項で、議会基本条例の見直しということで招集されているので、この検証結果の検討って、そもそも協議事項に入っていないんですよ、この会議。それが、突然、入ってきたという印象しか、私には無いんです。ただ、明日、全協で報告するという、時間的なことが決まっているんだったら、まず評価の部分を、これ、概ね達成できたというのだけ、今日、決めて、それ以降、理由の方は、また時間を掛けてやっていかないと、これが議会基本条例の見直しに

なってくると思うんですよね。つながってくると思う。そもそも議会基本条例は、特別委員会を作って長期に渡って検討して作ったものを、今日、一日の日程で見直しているのは、私は、難しいと思いますよね。

○海老原委員長 その点については前回の議運で、そのようにしましょうと決まったんだよな。今後、どうしようかってことは、今日以降の議会運営委員会に任されると思うんだけど。今回の検証については、検証結果については、今日の議運でまとめて明日の全協に報告しますよって、前回の議運で決まってるんだよ。

○鈴木委員 だから評価だけじゃダメなんですか。

○海老原委員長 それも含めて今日の議運で決める。問題無いのは、それで良いんだけど、今後検討を要する部分については、今日、決めるかも含めて、議運で諮りますよと。

○塚本議会事務局長 今、鈴木委員がおっしゃった評価のところで止めるのか、その右の理由や意見等まで入れるのかなんですが、理由や意見等というのは主なものを入れていくのかなと。概ね達成できたとか、今後努力を要するの補足のような、評価につながった理由が1行程度、入ってくるのかなと。評価を裏付けるような言葉が入ってくるのが相応しいのかなという気がします。

○海老原委員長 はい、では、先程、1号は決まったんですが、1号は、特別、何も無いようだったんですが、今は2号ですね。先程、吉田副委員長から一言出ましたよね。そういった方向の内容を、今回ね、右側に書いておいて、それを左の方に、事務局が作る資料には、左の方に移してもらおうと。理由・意見のところ。ということですよらしいですかね。

○吉田（千）副委員長 今、局長からも話がありました。その評価、概ね達成できたとか、議会運営委員会として検証した結果、概ね達成できた理由というのが、こういう事が上げられるということが、評価を補足する内容として入れていくという形でいけばいいのかなという話を聞きながら、そのように思ったんですが。鈴木委員さんは評価だけでも良いというご意見でしたが。

○海老原委員長 やはり、もう一度、理由等について検討するのは大変ですので、今日、結論を出していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは2号について、先程、何人かの方からご意見が出ましたが・・・。

○塚本議会事務局長 まだ結論が出ていないような気がするんですが、理由・意見等という言葉のところ、議会運営委員会の検証結果という見出しに変わって、右側は無しという形で。まず理由・意見等というところに、ざっと入っています。議会報告会の開催など一定の前進を見たという部分、これで良いのかという部分ですね。もうちょっと検討して欲しいと・・・。

○海老原委員長 それは、もう1号、終わって、それで良いとなった。1号はね。1号だよ。2号は途中なの。2号はどうしますかってなって、これではダメなので、変えましょうっていうのが、先程、勝田委員、吉田副委員長からあったので。それをまとめたものが右に。まあ、書かなくても良いんだけど。まとめたものが、ここに

入ると、理由・意見等がね。

○勝田委員 議運の検証として。

○川上議会事務局次長 評価を出すに至った理由がここに入ってきますので・・・。

○海老原委員長 だから理由・意見等が、そのまま良ければ・・・。

○勝田委員 委員会において政策提言を行ったという文言を、議会報告会・会派等において政策提言を行ったと変えていただければと思います。

○小坂委員 だよ。要するに政策立案を積極的に行ったかという設問だから、会派で提案を行ったということだよ。概ね達成できたという理由が、そこに出てきてね。理屈は合うと思います。

○海老原委員長 先程、吉田副委員長が言っていたことだよ。

○川上議会事務局次長 表の見方なんですけど、議会運営委員会では、こういう理由があるからこういう評価が出たという形です。その理由がなければ評価は出ない。もし達成ができていないものがあれば、達成できなかった理由があるはずなので、そのことについて今後、検証していくということが、この空欄に入っていくという形になると思うんですが。

○塚本議会事務局長 すいません。局長と次長で考え方が違ったもので。私は議会運営委員会の検証結果だけが入れば良いと説明したんですが、次長の意見を採用して、理由・意見等が、ここにあって、その右側に、まとめを・・・。

○川上議会事務局次長 矢印が入っていると思うんですが、今後、どのようにしていきましょうかと・・・。

○塚原委員 今の話しかすると、なぜ、この評価が出たという理由は、当然、あった方が良くと思うんですよ。この矢印というのは、達成できなかったから、今後、どうするんだっていうことを、ここで決めてねってことだと思うので、評価と理由・意見というのが分かれているから、何か、あれなんですけど、大きく評価があって、そこに理由があって、これはこのままで良いんじゃないかなと思うんですよ。

○海老原委員長 これは議会事務局に案として作らせたもの。それが前提なの。

○塚原委員 議員が出してきたものですよ、案じゃなくて。

○海老原委員長 違う違う、検証結果は。言ってるの、検証結果じゃないの。

○吉田（千）副委員長 委員長、案って入ってないから入れた方が良いですよ。

○小坂委員 理由・意見っていうのは、これは事務局で書いてきたけど、これは議会運営委員会というふうに解釈してもらわないと。

○塚原委員 議員が出してきたものが、このようにまとまったんじゃなくて・・・。

○小坂委員 違う。案だから。

○吉田（千）副委員長 たたき台が無いと・・・。

○海老原委員長 事務局に作ってもらったたたき台の資料なんだよ。

○川上議会事務局次長 事務局の案は、案ですので、捨ててもらって、集計結果から議会運営委員会で、どのような結果を出していただけるのか、話し合いをお願いいたします。話し合っていた中から理由・意見等は、事務局で表にまとめていき

ますので。それで達成していない項目につきましては、今後、議会運営委員会では、どのような方向に進めていくのか、話し合っていたいただければ、事務局でまとめてまいりますので、事務局案はイメージですので、無視していただいて結構です。あくまで予測で作っていますので。

○海老原委員長 それではですね、進めさせていただきますが、この理由・意見等のところには、主なものを入れてもらって、右の欄には、議運での審査内容ということで、よろしいですか。議運の意見。

(発言者なし)

○海老原委員長 検証結果、このまま使って、右にスペースが空いてますよね。その議運の審査内容を、文言を追加して、議運で審査した内容を書いていくということで、よろしいですか。

(発言者なし)

○海老原委員長 そうさせていただきますとよろしいですね。

○小坂委員 それについては、異議はございません。概ね達成できたという評価が、これでよろしければですよ、概ね達成できたという評価であれば良い訳じゃないですか。概ね達成できたんだから。できてないのは、じゃあ、どうすると。概ね達成できたのは、こんな感じだよねというような議運の意見という意味だと思うので・・・。

○海老原委員長 いや、それが、追加してくれという意見もあったので・・・。

○小坂委員 追加は、もちろん構わないと思うんですが。

○海老原委員長 それを右側に・・・。

○小坂委員 それは、全く問題はございません。実際、やっていくのに、概ね達成できたものについては、良いだろうということで、異議があるかないかだけ聞いて・・・。

○川上議会事務局次長 達成できたも、どのようなことで、達成できたを入れていただかないと・・・。

○小坂委員 ああ、そう。そこを言えば良いのね。

○川上議会事務局次長 はい。

○海老原委員長 じゃあ、一つ一つやっていきましょう。

○小坂委員 よろしく願いいたします。

○海老原委員長 それでは2号については、先程、吉田副委員長から・・・。

○吉田（千）副委員長 はい。議会報告会、市長に政策提言をしていること。それから会派から政策提言したという2項目を追加してもらえれば良いのかなと思います。

○小坂委員 賛成です。

○川上議会事務局次長 会派からの部分ですが、会派からの提言というのが、年末年始に掛けて会派が行っている予算要望のことを提言と言っているのか、その辺なんです。事務局的には、議会基本条例に基づきまして、第19条にあるような会派からの提案で政策討論会を実施した後に、行われるのが政策提言というように思うんですが、その予算要望等が提言とイコールかということ、ちょっと、そこは引かかる部分ですので。

- 小坂委員 そうすると、それは出さない方が良いのか。
- 勝田委員 会派で、具体的に言うと f-biz の勉強会をやらせていただいて、それを元に提言したんですが・・・。
- 吉田（千）副委員長 そのことですよね。私もそうかと思って。
- 海老原委員長 それは大丈夫でしょう、次長。今の f-biz。
- 川上議会事務局次長 はい。
- 海老原委員長 であれば、先程の吉田副委員長の通り、会派から市長でしたっけ。
- 吉田（千）副委員長 議会報告会後の政策提言を・・・。
- 小坂委員 行ったということですよ。
- 吉田（千）副委員長 そうです。
- 海老原委員長 会派からも行ったと。
- 吉田（千）副委員長 2 項目。
- 海老原委員長 議運の方からは 2 点ですね。概ね達成できたで、議会報告会から市長に政策提言を行った。また会派からも政策提言を行ったと入れさせていただきます。次に 3 号、議決責任を深く認識しという文言があります。これについての評価は、概ね達成できたです。理由・意見等は議会報告会を開催し、活動報告をしているということですが、この通りかと思うんですが、意見が有りましたら、お願いします。
- （発言者なし）
- 海老原委員長 よろしいですか。
- 吉田（千）副委員長 3 号については、よろしいと思います。
- 海老原委員長 はい。続いて 4 号です。市民に分かりやすく云々とあります。評価は概ね達成できた。主な理由・意見等はケーブルテレビ及びホームページにて放映しているです。よろしいですか。
- （「異議なし」の声あり）
- 海老原委員長 はい。次に 5 号です。市長等の市政運営状況を監視し、及び評価する機能を果たしたか。これも概ね達成できたになっていますが、これについては如何でしょうか。
- 小坂委員 機能していると思います。
- 海老原委員長 これは問題なし、そのままで。次、6 号です。6 号は言論の府であることを認識し云々ですが、これについては、意見が分かれておりますが、これについて、皆様のご意見を伺います。
- 鈴木委員 これだけ意見が割れているので、やはり、今後努力を要するということで。まず、評価の部分が空欄ですよ。努力を要するなんで、右に矢印があるんで、ここを議運で、どういうふうに改善していくかという話し合いのポイントじゃないんですかね。議員間討議の話しになってくるので。評価の部分が空欄ではまずいと思うので。これだけ意見が割れていては、十分達成できたや概ね達成できたとは言いがたいので。今後努力を要するということで、空欄を埋めた方が良いという気がするんです。

- 勝田委員** 今、鈴木委員がおっしゃった内容で。AとBを入れると6割、CとDで4割と分かれているんですが、Cは3割ですので、Cが一番多いということでもないの、この文言、達成できたという意見がある一方、努力を要するという意見もある。この場合、書き方って、どうなるんですかね。評価って、A B C D以外の文言は・・・。
- 小坂委員** これは議員の意見でしょう。
- 吉田（千）副委員長** 6号の設問なんですけど、議員相互間の討論というのは、何を意味しているのか、ちょっと、答える時に、私は、ちょっと難しかったんです。皆さんは、どのようなものを想像したんですか、この議員相互間の討論。それがきちんとしないと、努めたか努めないかが見えてこないと思うんです。
- 鈴木委員** 吉田副委員長に言われて、今、私も気づいたんですが、議員相互間の討論ってなった場合は、最初、自分自身では、議員相互間討議の事を考えてしまっていたんですが、本会議場の討論なのかなって、今、思ったんです、自分の中で。そういうふうに解釈したんですが、皆さんは、ここ、どういうふうに思ったんですか。
- 吉田（千）副委員長** ここに出てくる意見の中に、議員相互間の討論の場としては常任委員会が考えられるかとあります。その下には、議員相互間の討論の場が作りづらい。これは議場での話しなのか、私自身も、これは答えづらかったところなんですけど。
- 海老原委員長** 評価については、4段階の内の一つに入れるしかないと思うんですね。今更、もう1回ってというのはできないので。
- 川上議会事務局次長** 副委員長の質問を説明させていただきます。これは条例の作り方の問題なんですけど、4条では議会の活動原則という中に文言が入っている。その後で8条には、議員の活動原則ということで、同じような議員間の事由討議のことが1号に書かれています。さらに後の方にいきまして、17条では、具体的な自由討議について書かれております。これらは関連したもので、本会議であつたり委員会であつたり議員間の自由討議ということを指していると思います。
- 吉田（千）副委員長** ありがとうございます。
- 海老原委員長** 先程言いましたけど、評価区分はこのままとして、A B C Dってありますね。皆さんの意見を聞きますと、今後努力を要するので、今後努力を要するというのは、本会議・常任委員会での・・・。
- 勝田委員** 評価の件に関しては、事実として、議員のアンケート結果ではBが一番多い訳ですから、それなのにCを評価とするのは入れづらいと思うんですが。
- 海老原委員長** 設問を含めてという意味では、どうなのかな。
- 小坂委員** 勝田委員から話しがあったように、Bが多いということなんで、概ね機能しているように、評価としてはあるんだろうと思います。ただ、個人の個別の意見として、このようなことが出てるので、議員相互間の討論の場が作りづらいとかですね、当然、皆様の承知でしょうけど、常任委員会では、執行部への質問と議員個人の見解を述べる場であって、その通りだと思うんですが、じゃあ、それを議

論と言わないのかというのは、それは見解の違いなので、討論をしているのかどうかというのは、あくまでも個人の見解ですから、結果としてBが9人いるから概ね達成していると評価はされるべきだろうと私と思いますが。

○海老原委員長 勝田委員・小坂委員から意見が出ました。評価としてはBにしてですね、その右に議運の意見として云々としてはどうかという意見が出ました。そういうことで良いですか。

○塚本議会事務局長 基本条例の17条に議員相互の自由討議による合意形成があります。ここに議会における自由討議のルールとして、1回目・2回目としてございます。賛成討論とか反対討論の前にあるんです。自由討議、これができているのか、できていないのかというと、全くできていない。

(「そういう意味なんだ」の声あり)

○塚本議会事務局長 はい。この17条、それから8条の1号でしたか、ここにも議員の活動原則ということで、議員の活動原則の中に自由な討議が入っています。そして、今やっているのが議会の活動原則。17条の自由討議がメインであって、3箇所に同じような条文があるということです。ここが食い違ってしまうとまずいと思います。

○小坂委員 自由討議っていう考え方、以前にも議論があったと思うんですけど、他の市でやっている所があって、それを見習って、多分、作ったと思うんですが、このことについて理解が進んでいないというか、討論の前に自由討議があるんだよという位置付けは理解しているんですが、じゃあ、どうやってやるのと、前にも、そういう話しが出た時、じゃあ、こういう議題について手を上げて、じゃあ、それに対して議論するよと、やれば良いよねっていう話しだったと思うんですが、現実問題として、なかなか機能していないのは確かなので。自由討議っていう考え方からすれば、できていないんだけど、自由討議を、皆さんが、同じように、土台に乗って考えているかっていうと、必ずしもそうでないので、ですから、その辺、もうちょっと議論をさせてもらった方がいいのかなと思うんですが。自由討議って、もうちょっと説明してもらえませんか。常任委員会の中で相互に話し合うのが、それを自由討議っていうのか、そうでなく、本会議で議決の前に討議ということで、手を上げてやることなのか、その辺、私もわからない部分が、正直、あるので。

○海老原委員長 説明をいただきたいということですか。

○小坂委員 そうですね。

○海老原委員長 では、次長。

○川上議会事務局次長 基本条例運用解説の32ページをお願いします。4日目のところの右側に自由討議とあると思うんですが。初日に議案が上程されて、その議案に対して各自で議案の調査をしていく。その中で疑問点が浮かび上がってきて、4日目に提出者である執行部に議案質疑をする。執行部に議案質疑を行ったので、疑問的なことはなくなる。ただ、他の議員がどのように考えているのか、自分の中でモヤモヤした部分があると思うので、各常任委員会に分かれる前に、他の委員会に所

属している議員は、どのような考えでいるのか、常任委員会での審議を深めるため、この段階では可決とか否決とかは度外視して尋ねるというもの。私はこのように考えているが、こういうふうに聞いたんだけど、良い悪いを度外視した上で話し合いをしていく、自由に話し合いをしていくというのが自由討議と考えています。その上で委員会に臨んでいただくというものです。さらに5日目のところにも自由討議とあるんですが、こちらは、その後にある討論と変わらなくなってしまうので、重要なのは4日目で、5日目の方は、4日目より回数は少なくなってしまうんですが、4日目に聞き漏れてしまったことがあれば、ここでもう一度行うことができるというもの。良い悪いを度外視した上で話し合いと考えています。

○小坂委員 では、例えば、上程されているものについて、これ、どうなんだというふうに聞くんじゃないくて、私はこう思うけど、どう思うのって聞き方なの。

○川上議会事務局次長 そういう聞き方が良いと思います。

○小坂委員 わかりました。

○海老原委員長 よろしいですか。

○小坂委員 はい。

○海老原委員長 それを受けて・・・。

○小坂委員 とすればやってないね。

○吉田（千）副委員長 ということで、先程45パーセントとあったんですが、私自身は、Cで、今後努力を要するという中で、先程、話がありました8条・17条を、やっぱり、もう一度、議員相互間の討論、理由のところですね、なぜCにしたかという中で、条文を、もう一度勉強するなり、今後、しっかり検討を重ねる必要があるというようなことでの理由で上げていければ良いのかなと考えました。

○小坂委員 とすると自由討議については、通告制でしたか。

○川上議会事務局次長 補足させていただきます。議運の中では5日目の自由討議についてのみ協議されてます。自由討議と討論の区別がなくなっている状態にあります。自由討議の「討」の意味はバトルだということで、通告制にして、賛成の人・反対の人が行うんだと、ちょっと間違った方法論となっています。本当にフリーな状態で話し合っていたのが自由討議です。

○小坂委員 その辺のルール、まだ、よく分からないんだけど。

○海老原委員長 そろそろ6号について、議運の結論を出させていただきたいんですが。評価としては努力を要する。理由としては、自由討議の、先程、8条と17条の話もありましたよね。

○川上議会事務局次長 関連しているということです。

○小坂委員 その文言を入れたいですね。

○勝田委員 評価に関しては、理由がある訳ですから、私はCで良いと思います。それに対して、何でCなんだという、先程、事務局から補足説明をしていただいたような想定された場面において、実際に行われていないというふうに議運では検証しましたという感じで良いと思うんですね。

- 海老原委員長 それはそうなんだよ。文言をどうするかってことだよ。
- 小坂委員 事実として、自由討議が行われなかったので、評価は下げるべきだということですね。Cということで。要するに、理由としては、質問じゃなくて、議員間の討議の機会が設けられているにも係わらずに無かったということなんで、やっぱり、それはそういうことなんじゃないかと思いますけど。今後努力を要すると。自由討議の場を広げると。多分、そういう理想の元に、これは作られたと思う。
- 鈴木委員 文言として、本会議において自由討議がなされなかったという文書で・・・。
- 海老原委員長 本会議で・・・
- 鈴木委員 本会議で自由討議ってやったんだっけ。
- 海老原委員長 1回だけやったんだけど、自由討議じゃないみたいに・・・。
- 鈴木委員 やったんだよな。
- 海老原委員長 やったんだけど、あの自由討議は置いておいて・・・。
- 川上議会事務局次長 久松議員が出発点を作ってくれたんですけど、3ヶ月前に、どのようにやっていくかを決めたので、皆さん、そのルールを忘れてしまっていたので頓挫してます。
- 小坂委員 それで終わっちゃったんだよね。そうだよな。
- 鈴木委員 中途半端だったよね。
- 篠塚議長 委員長、よろしいですか。
- 海老原委員長 はい。
- 篠塚議長 評価がCであれば、4条・8条・17条に基づく自由討議が実施されていないという評価をしていただければと。自由討議って、また、後で出てきますので。そういう評価に議運ではしたと。
- 小坂委員 そういう評価が良いと思います。
- 海老原委員長 はい。では、よろしいでしょうか。今の4条・8条・17条に基づく自由討議が実施されていないので検討していくということで。
- (「はい」の声あり)
- 海老原委員長 それでは6号の評価はC。議運の意見としては、4条・8条・17条に基づく自由討議が実施されていないので、今後は、議会での活発な自由討議を促すための検討をしていくといたします。次に7条について。7条は、条例等については、不断に見直しを行ったか。今後努力を要することなんですけど、議運としては、この通りじゃないでしょうか。この通りって言ったらおかしいけど。理由の一つのほとんど不可能に近いのではないかとあるけど、そんなことは無いと思うんですよ。
- 小坂委員 ですよな。
- 海老原委員長 各自の意識も違いますので。ただ検討を行った条例等もあったが、見直しまでは行えなかったということも含めて、これについて、この通りで・・・。
- 小坂委員 はい。
- 海老原委員長 今後も努力を要する項目として・・・。

○小坂委員 はい、賛成です。

○海老原委員長 はい。そうさせていただきます。それでは、次に6条です。朗読願います。

○小野議事調査係長 第6条委員会、1項委員会は、多様な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、機動的に開催するとともに、委員会の専門性と特性を活かし、その機能を発揮するよう運営したか。A 7件35%、B 10件50%、C 3件15%、Dはゼロ件です。2項委員会での審査に当たっては、委員間討議を重視し、資料等を積極的に提供しながら、市民に対して分かりやすい議論に努めたか。A 5件25%、B 11件55%、C 2件10%、Dは1件5%です。3項委員会は、市民からの要請があるときは、審査の経過等を説明するとともに、必要に応じて意見を交換する場を設けるよう務めたか。A 7件35%、B 6件30%、C 3件15%、Dは4件20%です。4項委員会での審査経過と審査結果は、委員長及び副委員長が責任を持って取りまとめ、委員長は、委員長報告の質疑に対して責任を持って答弁を行ったか。A 10件50%、B 6件30%、C 3件15%、Dは1件5%です。

○海老原委員長 6条について説明がありました。順番にお諮りします。まず1項ですね。委員会は、多様な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため機動的に云々とありますが、これについての評価は概ね達成できたであります。理由としては、政策立案には至っていないが、閉会中に委員会を開催し、課題に対応しているということでございますが、ご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○海老原委員長 それでは1項については、この通りで、議会運営委員会としてもですね。次に2項でございます。委員会での審査に当たっては云々であります。これについての評価は概ね達成できたであります。これについてはAが5、Bが11、Cが2、Dは1です。評価と理由は、この通りでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○海老原委員長 はい。それでは、次、3項です。委員会は、市民からの要請があるときは、審査の経過等を説明するとともに、必要に応じて意見を交換する場を設けるよう務めたかということでございます。これ、評価は該当無しって、評価、分かっているんだけど。理由としては、議会だよりで市民に呼び掛けたが、市民から要請はなかったということです。これについては評価も含めて議論をお願いします。

○吉田(千)副委員長 これ、委員会によって、ちょっと、違う評価が出てきているのかなと思うんですね。例えば幼稚園の問題の時、文教厚生委員会では、そういうことがあったかと思うので、これ、評価としては難しい。該当無しというより、もっと評価を考えなくちゃならないのかなと思います。

○小坂委員 これ、分かりにくいんですけど、委員会は、市民からの要請があるときは、審査の経過等を説明するとともに、必要に応じて意見を交換する場を設けるよう務

めたかということは、委員会以外に、そういう場を設けたかという設問でしょうか。ということであれば、例えば請願とかではなくて、全く委員会とは別の場を設けたかということでしょうか。というと、何回かやっていますよね。ということだと、私は思っているんですけど。あれ、違うんですか。

○川上議会事務局次長 やってないです。設問の始めに、市民からの要請がある時とはなっているものなので、ないですよ。

○鈴木委員 そういうことなら文教厚生委員会の歯科医師会との意見交換とか、それから視察のあとに生涯学習センターでやった意見交換会とかは、こっちからじゃなくて歯科医師会からの要請なんで、開いているので、ああいうのは該当しないのかな。

○小坂委員 議案についてじゃないの。

○川上議会事務局次長 広くみれば該当してくると思います。

○海老原委員長 委員会によっては、全く該当無しの場合もあるし。

○小坂委員 これって要請がないとできないですよ。

○川上議会事務局次長 その要請なんですけど、市民が、それを知らないと要請にならないので、議会だよりに半年に1度程度、3項の文言を掲載して、市民に、こういう機会があるんだよということはやっております。

○小坂委員 なるほど。

○川上議会事務局次長 それでも要請はありませんでした。

○勝田委員 検証集計表に幼稚園民営化の話があるんですが、これは該当しないんですか。7人も、やったという人がいるんですけど。

○鈴木委員 これ、文教の委員が、こういう意見を出しているんだろうけど、これ、委員会に傍聴に来たんですよ。委員会として別な場を設けて話し合ったことは無いですよ。

○川上議会事務局次長 陳情の意見陳述と勘違いをされていると思います。

○小坂委員 ああ、そうか。そうすると、議会だよりで市民に呼びかけたというのは、項目を、これとこれととか、そういう解釈で良いんですか。

○川上議会事務局次長 項目までは書いておりません。

○小坂委員 書いてない。

○川上議会事務局次長 委員会で話し合われたことの説明を受けられますよという内容です。

○小坂委員 そういう意味なんだ。

○川上議会事務局次長 はい。

(過去に掲載した議会だよりを回覧)

○小坂委員 じゃあ、あくまでも委員会でやったことについてということですね。

○川上議会事務局次長 はい。

○海老原委員長 いや、該当なしにするには、単純に要請がなかったではさびしいので、これを追加したんだろう。

○川上議会事務局次長 無かったのは無かったという事実で結構だと思います。

- 海老原委員長 そう。一応、やってることはやってるんだ。
- 川上議会事務局次長 その右側の欄に、議会運営委員会では、その掲載方法とか、ホームページに積極的に出すとかのコメントをいただいて、次につながるような審議をいただければなと思っております。
- 吉田（千）副委員長 それしか無いでしょう。
- 海老原委員長 この通りで良いですか。
- 小坂委員 良いと思います。
- 海老原委員長 はい。要請があつてからだもんな。
- 小坂委員 あつてという意味ですから。
- 海老原委員長 この通りですね、議運としての意見も、特別、無かったということで、3項はさせていただきます。
- 吉田（千）副委員長 ただし幼稚園民営化の時に、こういうふうを受け止めている人がいるということは、重々、承知した上で話しをしないと、そういうふうにいる方は、該当無しっていう答えを出したことに、なんだよというふうになるかもしれないので・・・。
- 小坂委員 委員長からコメントを。
- 吉田（千）副委員長 そうですね。ちょっと求めたいと思っています。
- 塚原委員 書いたの私なんですよ。今、吉田副委員長が言われたように、委員会としてというのは、鈴木委員が言った。実は個人で、呼ばれて、その場に行ったことがあったんで、それが委員会かという、そうではないので、この内容からは外れると思いましたが、やっぱり。十分、理解できていたかという、この基本条例が理解できていなくて、私は、それら全部を書いていたと思います。
- 海老原委員長 幼稚園民営化の事、書いた方が良いのかな。議運の意見として。
- 小坂委員 そういう意味じゃないでしょう。
- 海老原委員長 それは無かったということで。意見交換会は。
- 塚原委員 これは意見だから良いんじゃないですか。書いても。
- 海老原委員長 意見交換会は無かったんでしょう。
- 鈴木委員 委員会としてはやってない。個人としては、あの方たち、文教厚生委員会の委員のところ、全部、歩いてたから。
- 小坂委員 それ、当然、やっているんですけど、だから委員会として、要請を受けてやったということはなかったと。
- 海老原委員長 そうそう。それを書いた方が良いのかなと。
- 小坂委員 それは説明してください。俺はやったのにつて言われちゃうから。
- 海老原委員長 だから説明しないで、ここの書きちゃうかって話し。
- 小坂委員 なんで。
- 海老原委員長 書きちゃえば良いだろうよ。
- 小坂委員 要請が無かったって書いてあるんですから。
- 海老原委員長 いや、アンケートでは勘違いのところがあったから。幼稚園民営化時

は積極的に意見交換ができたと・・・。

○吉田（千）副委員長 委員会としては・・・。

○海老原委員長 違ってきちゃうんだよ。幼稚園民営化の時は、これは意見交換会じゃなく・・・。

○小坂委員 そうですね。

○海老原委員長 それを入れるかどうかってことなんだよ。

○篠塚議長 委員長、よろしいですか。

○海老原委員長 はい。

○篠塚議長 これは第6条の理解なので、第6条の3項では、市民からの要請があるということが大前提なので、市民からの要請がなかったので、今後、そういう呼びかけをしていくのが、議運の結論であればありがたいんですが、条例に基づいた検証なんで。アンケート、解釈の違いで違ってくるのも事実なんで、それはそれで理解していただければ、それで良いと思うので、検証としては、第3項は、市民からの要請という項目があるので、そういう要請がなかったと書いていただければ。結果として。それだから該当無しということに、付け加えていただければありがたいと思います。

○海老原委員長 だから右側に付け加えるかって、それはダメなの。

○篠塚議長 はい。

○海老原委員長 幼稚園民営化の時にあったってなっているから。

（「それは要らないんじゃないか」の声あり）

○海老原委員長 幼稚園民営化の時は意見交換会ができた。そう取られちゃうから。

○塚原委員 委員会としてはやってないと・・・。

○海老原委員長 そうそう。だから委員会としてはやってないと、一言、入れれば良いのかなと。

○吉田（千）副委員長 今、議長から話しがあったように、条文に要請があつてとあるので、どのような文言で入れていくか・・・。

○海老原委員長 この通りでよければ、この通りで。この通りっていうのは、書いてある通りで、そのままってことです。

○小坂委員 それで良いんですけど。

○篠塚議長 該当が無かったのは事実なので。ただアンケート結果は、条例に基づかない部分もあるかと思うので、議運の中で話し合った結果は、条例に基づくものということで、市民から要請が無かったので該当無しになるが、今後検討が必要であるとか、そういうふうに書いていただくと議運の検証として正しいものになると思います。そのように書いていただければと思います。

○海老原委員長 はい、では、良いですか、要請は無かったが、今後、開催について検討するということで。

○小坂委員 開催は、要請があつてからだから。それで良いの。

○海老原委員長 開催等も含めて検討するで。

○小坂委員 それで。よろしくお願いします。

○海老原委員長 はい。では次にいきまして4項です。委員会での審査経過と審査結果は、委員長及び副委員長が責任を持って取りまとめ、委員長は、委員長報告の質疑に対して責任を持って答弁を行ったかということでございます。それで十分達成できた。行ったとあります。これはこの通りでよろしいでしょうか。

○小坂委員 はい。

○海老原委員長 はい。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○海老原委員長 はい。続きまして第7条について説明願います。

○小野議事調査係長 第7条危機管理、1項議会は、災害等の不測の事態が発生した場合、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民及び地域の状況を的確に把握し、市長等に対し速やかに必要な要請を行ったか。Aゼロ件、B4件20%、C3件15%、Dは11件55%です。

○海老原委員長 第7条1項について、説明がありましたが、この通りでよろしいでしょうか。ただしですね、これについては、基本条例についても、危機管理の方ですね、見直しは必要かもしれませんので、その辺につきましては、ここで十分に。該当無しって、大災害がなかったから該当無しなんです。今後、もしですね、議会の危機管理って、危機への対応については、十分に網羅されていない部分もありますので、それについては議運の検討事項なので、その点について、一言、入れておいた方が良いのかなと思うんですが。このままで良いですか。

○吉田(千)副委員長 委員長がおっしゃったように、今後、研究とか入れた方が良くと思います。

○海老原委員長 これについては今後も、議会として危機管理については、研究をするという文言を入れさせていただきます。では、次に8条をお願いします。

○小野議事調査係長 第8条議員の活動原則、1号議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじたか。A4件20%、B9件45%、C5件25%、Dは2件10%です。2号議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究活動をしたか。A7件35%、B9件45%、C4件20%、Dはゼロ件です。3号市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民の代表として、ふさわしい活動をしたか。A4件20%、B12件60%、C3件15%、Dは1件5%です。4号特定の地域、団体及び個人の事案解決だけでなく、市民全体の代表として、その福祉の向上を目指して活動したか。A8件40%、B9件45%、C3件15%、Dはゼロ件です。5号議会活動について、市民に対して説明責任を果たしたか。A5件25%、B12件60%、C3件15%、Dはゼロ件です。

○海老原委員長 8条について進めさせていただきます。まず1号についてお諮りいたします。これは先程の4条の6号に近いと思うんですが、事務局が作ってきた案で

は空欄になっているんですね。同じ理由だと思うんですが。数的にはAが4、Bが9、Cが5、Dは2です。

○小坂委員 先程と同じで良いんじゃないですか。

○海老原委員長 小坂委員から意見が出ましたが、評価はCですね。議運としての意見としては、先程の4条6号と同じようなことでよろしいですかね。

○吉田（千）副委員長 はい。

○海老原委員長 それではそういたします。では、次に2号でございます。これにつきましてはAが7、Bが9、Cが4、Dはゼロ件です。2号については、概ね達成できたですね。

○小坂委員 それで良いです。私は。

○海老原委員長 これについて、如何でしょうか。

○鈴木委員 これで異議なしです。

○海老原委員長 良いですか。はい、2号については、この通りとさせていただきます。

次に3号です。市政の課題全般云々でございます。これにつきましてはAが4、Bが12、Cが3件、Dは1です。これについて如何でしょうか。

（発言者なし）

○海老原委員長 この通りでよろしいでしょうかね。活動していると思うので。表現だけ。

○小坂委員 異議なしです。私は。

○海老原委員長 はい。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 はい。次に4号です。特定の地域、団体及び個人の事案解決云々とあります。これにつきましてはAが8、Bが9、Cが3、Dはゼロです。4号については、各自、活動しているということで、概ね達成できたとなっておりますが、この理由も含めて、これでよろしいでしょうか。

○小坂委員 理由は素晴らしいと思います。

○海老原委員長 4号については、このとおりとさせていただきます。続いて5号議会活動について、市民に対して説明責任を果たしたかどうか。Aが5、Bが12、Cが3、Dはゼロ件です。これは議会報告会もやっているということもありますので、その成果と思いますが、評価は概ね達成できている。理由・意見等は行っているということだと思うんですが。これについては、この通りでよろしいでしょうか。

（発言者なし）

○海老原委員長 良いですか。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 では、この通りとさせていただきます。次に第9条です。事務局、説明願います。

○小野議事調査係長 第9条会派、3項会派は、政策の立案及び提言を行うための調査研究等を積極的に行うよう努めたか。A 7件35%、B 8件40%、C 4件20%、

Dは1件5%です。4項会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めたか。Aゼロ件、B1件55%、C6件30%、Dは3件15%です。

○海老原委員長 まず3項についてお諮りいたします。これについては公開勉強会を開催したり、そういうところもあります、そういったことで、数もAが7、Bが8、Cが4、Dは1となっておりますが、これにつきましては、概ね達成できたということで、よろしいでしょうか、理由も含めて。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 では、この通りとさせていただきます。次に4項です。4項については、Bが11、Cが6、Dが3ですので、これについては、評価については、お諮りしなきゃならないと思うんですが、どうするかっていうのはBにするのかCにするかということだと思うんですが。

○鈴木委員 合意形成の捉え方なんですけど、採決においては、それほど割れてるという結果は出てないと思うんですけど。ということは、合意形成のための会議を開かなくても合意されていた案件が多かった訳だから、これは理由の行っているという形で良いと思うんですけど。

○海老原委員長 はい。如何でしょうか。

（発言者なし）

○海老原委員長 今、鈴木委員からですね、評価としては概ね達成できたと。なぜならば、数的に、圧倒的な数となっていますので、揉める様な案件が無かったこともあるんでしょうが、これについては概ねできているということで、評価はよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 はい。

○篠塚議長 委員長、よろしいですか。

○海老原委員長 はい。

○篠塚議長 9条の2項に、会派は主として政策に関して同一の理念を共有する議員で構成し、活動するとあります。その趣旨に則って、各会派で意見を交換してやっていったかと、それで検証をいただきたい。

○海老原委員長 4項だけみると、ちょっと・・・。

○篠塚議長 条例というのは、上からくるので、9条の1項・2項・3項とくるので、4項の検証というのは、2項も踏まえた上でお願いしたいと思いますので。議決事項だけではない。いろいろな面で、そのような事ができたかという評価をお願いしたいと思います。

○海老原委員長 今の議長のご意見、如何でしょうか。

○小坂委員 趣旨は、よく分かるんですが、実際に、例えば、難しい議案っていう場合には、会派で合意を図ろうというようなことはあると思うんですが、通常は、おおよそ、鈴木委員に、私も近いんですが、結果として賛成が多いということは、それ

ほど会派でやらなければならない事が、なかったんだなということなんで、これはやる必要はあるけど、必ずやらなければならないという事ではなくて、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとするということなんで、まあ、やらなければならないとするならやってないということになりますけど、努めるものとするということならば、結果としては、概ねできたというふうに解釈してもよろしいんじゃないかと思うんですけど、如何でしょうか。

○鈴木委員 今、思い出したんですが、議員定数は、会派代表者会議で諮ったんですって。

○小坂委員 そうですね。

○鈴木委員 それはそれで、話し合いはしてますよね。

○小坂委員 そうですね。

○海老原委員長 じゃあ、よろしいですか、この通りで。概ね達成できたで。

(「はい」の声あり)

○海老原委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○海老原委員長 それでは次に10条について説明願います。

○小野議事調査係長 第10条議員の政治倫理、1項議員は、市民全体の代表者として、その負託に応えるため、高い倫理性が求められていることを常に自覚し、品位をもって行動したか。A 7件35%、B 10件50%、C 2件10%、Dは1件5%です。

○海老原委員長 今、説明がありましたが、如何でしょうか。

○勝田委員 異議ありません。これで良いと思います。

○海老原委員長 はい。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○海老原委員長 それでは10条については、この通りとさせていただきます。続いて11条の説明をお願いいたします。

○小野議事調査係長 第11条市民参加、1項議会は、市民に対し、積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たしたか。A 5件25%、B 11件55%、C 4件20%、Dはゼロ件です。2項議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、その調査及び審議においては、これらの提案者の求めに応じ、又は議会自ら、意見を聴く機会を設けたか。A 10件50%、B 7件35%、C 3件15%、Dはゼロ件です。3項議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めたか。A 3件15%、B 5件20%、C 7件35%、Dは4件20%です。4項議会は、議会報等の多様な手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めたか。A 4件20%、B 11件55%、C 5件25%、Dはゼロ件です。

○海老原委員長 11条、まず1項についてお諮りいたします。こちらについてはですね、Aが5、Bが11、Cが4ということで、これについては、概ね達成できた。理

由は、議会だより・ホームページを含め行っているということですが、これについては、如何ですか。

○小坂委員 良いんじゃないですか。異議ありません。

○海老原委員長 この通りでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 はい。では次に2項です。議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、その調査及び審議においては、これらの提案者の求めに応じ、又は議会自ら、意見を聴く機会を設けたかということでございます。これについては、Aが10、Bが7、Cが3です。確かに積極的に行っているんですが、十分に達成か概ね達成できたか、どうでしょうか。この通りか、概ね達成できたか、どちらかと思うんですが。その判断なんですが。

○小坂委員 十分で、私は良いと思いますが。

○海老原委員長 よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 はい。では、この通りとさせていただきます。次に3項です。議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めたかということでございます。これにつきましてはAが3、Bが5、Cが7、Dは4です。これ、実際に開催があったんだっけ。

○川上議会事務局次長 過去4年間ではございません。

○鈴木委員 これ、本会議でですか。

○川上議会事務局次長 いいえ。

○鈴木委員 委員会も含めて。

○川上議会事務局次長 はい。

○小坂委員 これ、個人とか、どのように呼べば良いんですか。参考人とか、例えば、知っている人、例えば、そういう団体とかにお願いして、その専門性のある人を呼ぶという、そういう制度なんですか。制度がわからない。

○川上議会事務局次長 地方自治法の115条の2を朗読させていただきます。1項普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。こちらが公聴会になります。参考人の方は、2項普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。これ、具体的には、24年頃に、環境経済委員会で、放射能の問題やTPPの問題で、参考人制度を利用して専門家の方に来ていただいて、請願の審査の参考とすることがございます。公聴会につきましては、あらかじめこの問題について公聴会をやるよという公示をする必要があります。そこに利害関係を有する者に手を上げてもらう、あるいは学識経験を有する者に手を上げてもらう。そこで、議会側から、この方に来てもらって意見を述べてもらう。公述人と言うんですが、そのような手

順を踏んで行っていくのが公聴会制度になります。

○小坂委員 わかりました。

○海老原委員長 評価は、今後努力を要するで、理由は両方の制度を活用していないと
なっておりますが、評価も含めて如何でしょうか。

○鈴木委員 やってないので、この通りでしょうね。

○小坂委員 事実だからね。

○海老原委員長 もう一つ、選択肢でDもあるのかなと。

○川上議会事務局次長 やらなければならないことを、やらなかったから該当無しとする
のは違うと思います。

○小坂委員 そうですね。努めるですから。努めるとなってますから。

○海老原委員長 ものがなければ自分で探すのか。

○小坂委員 理由がなければ、なかなかできないとは思いますが。

○海老原委員長 この通りでよろしいですか。

○吉田（千）副委員長 いいんじゃないでしょうか。

○海老原委員長 理由で活用して無い・・・。

○小坂委員 活用して無いっていうと、マイナスのイメージですけどね。

○鈴木委員 活用すべき案件が無かったと・・・。

○海老原委員長 無かったんだけど、無かったとは言えないから。

○小坂委員 今後研究していくで。

○海老原委員長 今後、両制度の利用を研究するというような。

○小坂委員 そうですね。そんな感じで。

○海老原委員長 はい。事務局、それで大丈夫だね。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 はい。それでは3項の評価は、今後努力を要する。議運に意見として
は、今後、両制度の活用を研究するとします。次、4項です。4項は、議会は、議会
報等の云々とあります。評価は概ね達成できた。理由は、議会だよりの編集に工夫
するなど一定の前進はしているということでございます。この通りでよろしいで
しょうか。

（「良いです」の声あり）

○海老原委員長 はい。右に、今後も視察等を通して研究をすると入れてはどうか。
この通りの方が良いですか。

○吉田（千）副委員長 委員長の、今の、今後も研究するを入れて・・・。

○海老原委員長 視察等を通してを。

○吉田（千）副委員長 はい。

○海老原委員長 では、今後も視察等を通して・・・。

○小坂委員 他市を参考にしてでは。視察って・・・。

○海老原委員長 視察等を通して研究だろう。

○小坂委員 そうですか。お任せします。

- 鈴木委員 広報活動に努めたかどうかですよね、これ。だから、このままで良いような気がするんですが。
- 海老原委員長 前進はしているんだけど、今後も研究はしていきましょうっていうようなことを・・・。
- 鈴木委員 決意を書く訳ですね。概ね達成できただったら、今後の決意は要らないのかなと思ったから。
- 海老原委員長 12時を回ったので休憩します。

(12:04 休憩)

(13:00 再開)

- 海老原委員長 先程の11条の4項についてから再開いたします。議会だよりについては、今後も研究していかなければならないので、概ね達成できているんだけど、コメントを入れたいんだけど。そういうことでよろしいですかね。

(「はい」の声あり)

- 海老原委員長 はい。では、第13条の説明をお願いいたします。
- 小野議事調査係長 第13条議会報告会、1項議会は、説明責任を果たし、また、市民の多様な意見を把握し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が情報及び意見を交換する議会報告会を行ったか。A10件50%、B8件40%、C2件10%、Dはゼロ件です。
- 海老原委員長 今、報告がありました、13条については、Aが10、Bが8、Cが2ですね。そういったことで、概ね達成できたですね、評価は。理由も、このようになっているんですが、この通りでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

- 海老原委員長 はい。では、この通りとさせていただきます。続いて14条をお願いいたします。
- 小野議事調査係長 第14条市長等との関係、1項議会は、二元代表制の下、その役割を果たすため、市長等との健全な緊張関係の保持に努めたか。A5件25%、B10件50%、C4件20%、Dはゼロ件です。2項本会議における一般質問は、一括質問・一括答弁方式で行うほか、市政上の論点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができたか。A4件20%、B8件40%、C7件35%、Dは1件5%です。3項議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができたか。Aゼロ件、B3件15%、C5件25%、Dは11件55%です。
- 海老原委員長 まず1項については、Aが5、Bが10、Cが4ですね。評価は概ね達成できたで、努めたという理由です。この通りでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

- 海老原委員長 はい。それでは2項です。2項については、評価の前に議長の諮問案

件をやった方が良いんですか。議長から説明してもらった方が良いのかな。

○篠塚議長　今回はアンケートに対しての検証だけにさせていただいてですね。別に、今後、検討をしていただきたいと思います。ここではアンケートからの検証だけで。一緒にやると混じってしまうので。今後検討をお願いするので評価はCぐらいになると思うんですが。

○海老原委員長　それではアンケート結果からの検証だけにさせていただきます。第2項は、Aが4、Bが8、Cが7、Dは1です。BとCが多いんですが、これについては、一問一答を選択する議員が少ないということから評価としてはCなのかなと思うんですが、その点に関しては如何でしょうか。

○鈴木委員　今後の検討課題でしょうからCで良いと思うんですけど。BとCの意見をうまく混ぜたような表現を考えるしかないですね。

○吉田（千）副委員長　AとBで60％、これだけ見ると概ね達成できたですけど、一括答弁方式はできているけど、一問一答方式が、これまで少ない。時間が短いということもあって、表現を考えて評価を出したいと思っております。

○海老原委員長　評価は・・・。

○吉田（千）副委員長　評価はBですかね、Cですかね。努力を要するということで。

○海老原委員長　基本条例でも、一問一答方式がベストだとは書いてないんですよ。

○勝田委員　評価としては、今後努力を要するが妥当だと思います。理由の中では、このBとCの合わさった意見だと思うんですが、制度ができたことは良かったけれども、選択する人が、実質、増えていないということで今後検討すると。文面は、これ、一つにして良いんじゃないですか。

○海老原委員長　今、勝田委員から提案がありましたが、理由・意見等ですね、ここにある文書を一つの文章にしてですね、それで良いんじゃないかと。議運の理由・意見等として。

○吉田（千）副委員長　そうですね。今の意見でよろしいと思います。私もCの今後努力を要するという中で、BとCを一緒にした文章にすれば良いと思います。

○海老原委員長　事務局、大丈夫かな。

○小野議事調査係長　はい。

○海老原委員長　はい、それではですね、評価としてはCとして、議運の理由・意見等については、一問一答は市政上の論点を明確にするためと書いてありますので、その辺も含めてですね、文章を入れていきたいと思います。続いて14条に3項ですね。議長から本会議及び委員会、これ、反問権ですね。反問権についての評価でございます。これについては、Bが3、Cが5、Dは11です。実際、反問は無かったので、該当無しということになっていますが、案は。これは、この通りでよろしいですかね。反問は無かったということで。

○鈴木委員　良いと思います。

○海老原委員長　はい、では14条の3項については、この通りとさせていただきます。次に15条について、事務局、説明願います。

○小野議事調査係長 第15条議員の文書による質問等、1項議員は、重要かつ緊急なものについて、閉会中に議長を通して市長等に対し文書による質問を行い、文書による回答を求めることができたか。Aゼロ件、Bゼロ件、C7件35%、Dは13件65%です。2項質問及び回答の内容については、全議員に通知するとともに、市民に公表したか。A2件10%、Bゼロ件、C6件30%、Dは12件60%です。3項議会は、市長等との関係の透明性を図るため、議員から市長等に口頭による要請等があったときは、当該要請等に係る内容及び対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めたか。Aゼロ件、B1件5%、C6件30%、Dは11件55%です。

○海老原委員長 それでは第15条1項からお諮りいたします。この評価がですね、Cが7、Dは13です。それを踏まえて1項は該当無しとし、理由については、実施した者がいないとなっておりますが、これについては如何でしょうか。

○鈴木委員 実施した人がいないんだから、これで良いと思います。

○海老原委員長 よろしいでしょうか。

○吉田(千)副委員長 該当無し、実施した者がいないで良いんですが、この設問ですけど、今後、こういったことについて、重要かつ緊急なものについて、市長等に対して文書で質問を出すような案件って、例えば、どんなことがあるのか・・・。

○篠塚議長 それは基本条例を作るときに話しがあったんですが、一つには通年議会という話しもありまして、専決処分がなくなるように、通年でいつでも開催できるようにという前提がありましたので。それは必要ないだろうと。ただ、休会中にですね、いろいろな事件が起こるかもしれない。その場合にどうするんだと。議員からの議会の招集には時間が掛かるので、緊急性を要する場合には、どうするという議論の中から出てきた話しです。ですから議長を通してという文書になっていると思うんですが、議員が勝手に出すのではなくて。そういうことなので、どういう事件が起きるかわからないことから、緊急性がある場合に文書で回答を求めることができるという文言になったものです。

○吉田(千)副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○海老原委員長 はい、では1項はですね、この通りとさせていただいてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○海老原委員長 はい。では、次に2項です。2項については、Aが2、Bがゼロ、Cが6、Dは12です。今回は該当無し、実施無しとさせていただきましたが、これについては如何でしょうか。これも、今、お諮りした1項と同じ前提なんですね。同じことなんで、該当無し、実施無しでよろしいかと思うんですが。

(「はい」の声あり)

○海老原委員長 はい。では3項。3項については、Aがゼロ、Bが1、Cが6、Dは11です。この件については、如何でしょうか。

○篠塚議長 委員長、よろしいですか。

○海老原委員長 はい。

○篠塚議長 これも諮問事項の中に入っている通りなんですが、基本条例の運用解説の28ページをお願いいたします。要望等を記録する様式案は作ってあるんですが、実際に市長へ依頼をしていませんので、今後、要請をしていくにあたって、様式も含めて検討をしていただければと思います。このアンケートの答えも分かっていないで回答しているのではないかと感じています。補足させていただきますと、市長等というところで、市長等ってどこまで言うのかということが出てくると思うんですが、第3条の定義のところ、市長等を、市長その他の執行機関と定義していますが、市長・副市長・部長までなのか、課長までなのかとか、そういう話しにもなると思うんですが、それを踏まえて、議運では、市長等とは課長までとか、そういう検討をお願いしたいんですが、まずは、なぜ、このように透明性を図るためということで、このような文言を入れたかということを検討していただきたいと思います。たまたま、これを検討している時に、他市で事件がありまして、利益誘導の話しをしに行ったとか、そのような誤解を招くような報道があったとか、そういうことがありましたので、議員は、各担当課とかに、よく話しをしに行くんですが、そのことで誤解を招くような事が無いように、しっかりと記録を残しておけば疑われることもないので、このような文書ができましたので、そのことも踏まえてご検討をお願いしたいと思います。

○海老原委員長 何か、ございませんか。

(発言者なし)

○海老原委員長 私の方から。議運の視察に行った時に、ある市では、議員が要請したものを全て書いている市がありました。そういう市もあって、あとは、先程、議長が言ったように部長以上とか課長以上とか、市によってばらつきがあるんですね。土浦市でどのようにするか、議運で決めなくちゃならないと思うんですが。皆さん、この件についてですね、理解っていうか、趣旨が、どの辺まで同じになってるか分からないんですが、これについてはですね、15条に3項については、この評価の数が、Aがゼロ、Bが1、Cが6、Dは11ということでございますので、評価についてはですね、Cですね、今後努力を要するということでよろしいんじゃないかと思うんですが。

○鈴木委員 これ、1項からのつながりで該当無しということではないんですか。

○海老原委員長 これは、さっきも言ったように、要望等、全てについて書いてもらうものなので、部課長との関係で。そういうもの、作ってないんだよね。だから1項2項とは、若干、違うのかなと、扱いが・・・。

○鈴木委員 この運用解説の15条の第3項の文書作成を市長等に求めるとは、個々の具体的な要請等について、その影響の重大性等を配慮し、必要性があると認める時に求めるものとする。求めるのは議会であるので、求めるにあたっては、会議に諮るものとするが、議決事項ではないため、全員協議会等の協議に代えることができるものと解するとあります。実際、今回は、この3項に該当する案件はなかったで

すよね。全協で諮って文書の要請をするようなこと。無かったってことは該当無しにするしかないんじゃないですか・・・。

○川上議会事務局次長 この条例の文章が、すごく曖昧で、誰が求めるのか、議会とは合議体ですので、その要請等があったかどうかを把握する人自体がいないんです、この文章。ですから、把握する人がいないので、全協へ、話しを出していく人がいないんです。文言の改正も必要かと思います。例えば、ある議員が、近所の道路が陥没しているので直した方が良いですよという普通の会話をしているのか、あるいは、ある職員をどこどこへ異動させてくれないか等、やってはいけない会話をしているのか、それをはっきりさせるために、全ての会話を、課長以上とか部長以上とかありますが、全て、会話されたものを書いていただくというために、この条文ができたと思います。今の文言は、要請等があったときはと、解釈が難しいことになっているので運用されていない状態にございます。

○鈴木委員 なるほどね、そういう考え方であればCで。

○海老原委員長 今後努力を要するということで。あとは議会運営委員会として、どのように検討していくかということなんですが、これについてはですね、評価についてはCということなんですが、これについてはですね、これは・・・。

○篠塚議長 先程の14条と合わせて諮問をしていますので、今後、検討するという形にしていただければ。早急に答えを出していただくということでもないのです。先程の一問一答と一緒に検討という形にしていただければと思います。

○海老原委員長 はい。今、議長から話しがあったんですが、評価についてはCということなんですが、これについては、条例のですね、線引きって言うんですかね、特に議会がですね、要請、市長に求める、当然、議長からだと思うんですけど、その辺、曖昧な所があるので、これについてはですね、今後、研究をしていくということとよろしいですかね。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 はい。

○川上議会事務局次長 条文の改正も必要か議論いただけませんか。

○海老原委員長 条文の改正だって。

（発言者なし）

○海老原委員長 事務局、良いですか。

○小野議事調査係長 はい。

○海老原委員長 それでは15条については以上とさせていただきます。続いて16条について説明願います。

○小野議事調査係長 第16条市長の提案説明、1項議会は、市長が提案する重要な政策について、政策水準を高めることに資するため、市長に対し、①政策等の提案に至った背景、②他の自治体の類似する政策との比較検討、③総合計画との整合性、④関係法令及び条例等、⑤市民参加の実施の有無とその内容、⑥財源措置、⑦将来にわたるコスト計算、について明らかにするよう求めたか。A 1件5%、B 11件

55%, C 6件30%, Dは1件5%です。2項議会は、政策の提案を審議するに当たっては、立案、執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議に努めたか。A 2件10%, B 12件60%, C 6件30%, Dはゼロ件です。

○海老原委員長 まず16条1項について、お諮りいたします。これについては、市長が提案する政策について、市長に対し、いろんなことをやったかどうかということなんです。これにつきましては、Aが1, Bが11, Cが6, Dは1となっております。チェックする項目が、①から⑦です。考えようによっては、一つでもやっていればやっているよという考え方なのか、それから全部やっていないと、それはやっていない、努力を要するということになるのか。その辺は、はっきりわからないんですが、そういったことを踏まえましてですね、これは、評価については如何いたしましょうか。

(発言者なし)

○海老原委員長 ご意見がなければですね、これについては、数から見るとですね、概ねですか。達成できた。ただし、その後のですね、議運の理由とか意見が大切であって、普段からやらなくてはいけないことは当然なんです。チェックすること、ここの7つあるんですが、ものによっては、全て、良くやっているものもあるし、この辺、表現だけの話しだと思うんですが。今後、市長の説明に対して、議会の方でもチェックしていくのは当然なんです。如何でしょうか。

(発言者なし)

○海老原委員長 やってることはやっていますよね。

(「はい」の声あり)

○海老原委員長 全部やってるかっていうと、ちょっとあれだけど・・・。

○篠塚議長 この7点以外にもあれば、付け加えるということもあるでしょうし、市長からの提案説明の中で、これだけは最低限入れてくださいという項目があれば。それ以外にもあればとか、常に、こういうものを踏まえて説明をされているのかというのも検討の一つなので、そのようなことで、大きく見ていただければと思います。1点1点、項目ごとにやると難しいと思います。皆さん、委員会とか全協とか、いろんな場所で、市長の説明に関して、いろんな観点から質問をされていると思いますので、それもあると思います。議会というのは、全員で議会ということじゃなくて、議会の中の議員というのも議会の一つですので、そういうことも踏まえて。議員はと書かないのは、市長と議会の関係ですから、そのようなことです。このへん

○海老原委員長 この辺についてはですね、議会基本条例のですね、取り入れる時に、どうなっていたか。良く言われる二元代表制のことですね。片一方のですね、議会ですから、そのあたりはですね、ちょっと、私の方で、事務局と調整させていただくということで如何ですか。

○吉田(千)副委員長 16条の1項、Bということで、概ね達成できた。その中で、今後においても、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議に努めていくという

文言を入れたら如何でしょうか。2項にある文言を入れたらどうかと考えるんですが。

○海老原委員長 はい。今、吉田副委員長からありました議運の意見理由の中で、執行後の、今後においても、執行後の評価に役立つような審議に努めていくということですね。

○吉田（千）副委員長 はい。

○海老原委員長 今、吉田副委員長から提案がありましたが、そういったことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 はい。それでは、そういったことで、評価はB、右の方に、議運の意見としては、今後においても、執行後の評価に役立つような審議に努めるといことにさせていただきます。次に2項です。16条の。議会は、政策の提案を審議するに当たっては云々とあります。これは、評価が概ね達成できた。理由意見等は、本項の趣旨に沿った議論は一定して行われてきたということです。この件についてはですね、16条の2項については、評価の件数もAが2、Bが12、Cが6となっておりますので、これはこの通りでよろしいですかね。16条の2項については。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 はい。それでは、そうさせていただきます。続いて17条について説明願います。

○小野議事調査係長 第17条議員相互の自由討議による合意形成、1項議会は、合議制の機関であることを認識し、本会議、委員会等において議案等の審議又は審査をするに当たっては、合意形成に向けた自由討議を通じて議員相互の議論を尽くすよう努め、意思決定したか。A5件25%、B11件55%、C3件15%、Dはゼロ件です。

○海老原委員長 第17条につきましては、今の説明の通りですね、評価、Aが5、Bが11、Cが3となっております。Dはゼロですが。この件についてはですね、評価、ここに書いてはいないんですが、如何いたしましょう、17条。

○鈴木委員 これ、先程からのつながりですね、4条、8条と。これらは連動しているので、それに準じた表現しか無いんじゃないですかね。

○海老原委員長 4条、8条でしたっけ。

○鈴木委員 4条、8条と17条。4条、8条と同じような表現しか無いんじゃないかなというのが意見です。

○海老原委員長 ということはですね、これについては、4条、8条の評価はCになっているんですよ。

○吉田（千）副委員長 そうなんです、私、これを考えた時、本会議と委員会等ということで、本会議では無かったかと、自由討議は。ただ委員会においては、様々な、一つ一つの議案に対してね、まあ、委員との自由討議ね、自由討議ってなると、難しいね。執行部とのやり取りであって、合意形成はされていくんですが・・・。

○鈴木委員 執行部とのやり取りはあっても委員間ではやってない。

○吉田（千）副委員長 なかなか無い。ちょっと、そこが間違っただけで解釈していたかなと。
ということは、今後努力を要するという事で、Cという評価で、先程の・・・。

○海老原委員長 先程の4条、8条と同じようにですね、これ、論点の中心は自由討議
ってことですから・・・。

○吉田（千）副委員長 そうですね。

○海老原委員長 そういうことからすると、同じような扱いでですね、評価はC、今後
努力を要する。あとは自由討議を尽くしていただきたいというようなことでよろし
いですか。本会議、委員会も含めまして・・・。

○塚原委員 17条はAとBだけで80%なんですよね。ということは、内容について、
理解っていうか、自由討議っていうことが、うまく理解されていないということに
なるんですよね。

○海老原委員長 それを前提に、まあ、4条、8条の時にですね、17条のことも含め
て議論をいただきました。その時、17条も含めて議論をいただいた時に、11人
の意見は自由討議ではないですよ、そういう前提がありましたので、17条も同
じようにですね、数的にはAが5、Bが11ということで、どちらかという、単
純に数から言うんですね、概ね達成できたが妥当な答えかと思うんですが、この内
の合意形成に向けた議員相互間なのか、議論を尽くしたかどうかというのが足りな
いだろうというのが、今、話しを通した中で足りないの、この17条については、
評価は、今後努力を要するにしては如何でしょうかということ。

○塚原委員 逆に、概ね達成はできたけれども、今後、こういうことをやったらどうだ
という話しではないと。

○海老原委員長 他との整合性、まあ、整合性って、ぴったり合わせることもないだろ
うけど。4条と8条が前提ということでCにしたので、同じようにCにした方がい
いかなということ。そうじゃなくて、Bにしてですね、ただ、議運の理由意
見を入れるというのは、皆さんとお諮りして決めなきゃならないところです。

○鈴木委員 要は、議員相互の自由討議っていうところを、AとBにチェックした方が、
解釈を間違っていたのかなと思いますよね。要は、私たちのやり取りは、大体が執
行部との意見交換の討議であって、議員同士で、賛成反対に分かれての意見のぶつ
かり合いや交換のようなものは、まあ、委員会によっては、わからないんですが、
極めて少なかったような気がするし、本会議では、先程、話しが出たように成立し
なかったということなので、その辺があるから、前に出たのと同じ扱いでいくしか
ないですね、4条、8条、17条は。

○海老原委員長 ですから、それを議運にお諮りしている訳ですから。如何でしょうか。

○吉田（千）副委員長 先程、話しが出ましたようにCということでよろしいのではな
いかと思います。

○海老原委員長 その方がですね、委員さん、評価についてではね、Cの方が良いだろ
うという意見の委員さんが多いので、評価はCということにさせていただきます。

ただCにした理由意見かな、それについては、ここに書いてある通りですね、議員相互間の自由討議を活発にしていきたいということでよろしいですか。

(発言者なし)

○海老原委員長 よろしいですか。

○吉田(千)副委員長 17条については、努めてまいりますとかで。文言の整理は任せします。

○海老原委員長 はい。

○吉田(千)副委員長 ということでよろしいのではないかと思います。皆さんが・・・。

○海老原委員長 自由討議を中心としたということで、もう少し、多様な意見を出していただきたいということで、議運のですね、理由については、意見については、つけさせていただきます。では、18条について説明願います。

○小野議事調査係長 第18条議決事件の追加、1項議会は、議事機関として機能強化のため、法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件の追加について積極的に検討したか。A1件5%、B6件30%、C6件30%、Dは6件30%です。

○海老原委員長 第18条につきましてはですね、Aが1、Bが6、Cが6、Dは6です。趣旨が分からないって人もいます。それについて、今後努力を要するということについては、議員の皆さんにご理解をいただくということも含めまして、評価についてはCで良いと思うんですが、その右の理由意見というのは、行っていないということになっていますが、この件については、如何でしょうか。

○鈴木委員 事務局に聞くしかないんですが、議決事件の追加ということに該当するような凡例というか、前例というようなものがあれば聞きたいんですが。

○川上議会事務局次長 では、自治法の96条の写しをお配りします。

(自治法の第96条の写し配布)

○海老原委員長 では96条の説明をお願いします。

○川上議会事務局次長 96条1項に、議会で議決すべき事項として15項目、規定されております。こちらは議決することによりまして議会の意思を内外に示すということになるんですが、2項の方には、この15項目以外にも、議会が、議会としての意思を示すべきものを、自分たちで決めることができる。その項目立てをして良いよというのが2項になります。その条例が、市議会の議決すべき事件に関する条例というもので、昭和26年に施行されております。その時に決めたのが2項目ありまして、1項目目が、市の予算から給料を支出すべき職員の定数を定めること。それから2つ目が、土浦市公平委員会の喚問する証人に対する費用弁償支給条例設定改廃に関すること。この2項目を、昭和26年に定めております。それ以後、検討されたことはございませんでしたが、平成28年、第8次総合計画を策定するにあたりまして、執行部側から、総合計画は非常に大事なものでございますので、この96条の2項の規定に合わせて、条例に入れ込んで議決をしたらどうですかという提案がありまして、総合計画の策定前に、第3項目目として、市が総合的かつ計

画的な市政運営を図るために定める基本構想の策定又は変更に関することが入っております。執行部側からの提案があつてのものでございまして、議会側からの提案はございません。以上です。

○鈴木委員 ということは、例えば、本当に例えばの話で、常名運動公園の都市計画決定を覆すようなことを、議会の議決すべきものとして、追加で定めるということが、議会に権限としてあるということですか。

○川上議会事務局次長 法律的な部分で、ちょっと、それが、正しい追加項目かは分かりませんが、そういう取り決めを、自分たち議会の中で行うということができるというものです。

○鈴木委員 今のは、例え話ですから。

○川上議会事務局次長 今の項目、正しい追加項目かは、今、判断できませんが。96条の1項の15項目以外のものという・・・。

○鈴木委員 それ以外のね。

○川上議会事務局次長 はい。

○海老原委員長 その他、如何でしょうか。

(発言者なし)

○海老原委員長 この件についてはですね、今後努力を要するということがわからないという人が多いみたいなので、この件については、努力を要するで、これで良いと思うんですが。要するにして、理由意見のところですね、議運の理由意見等、そちらの問題になると思うんですが。

(発言者なし)

○篠塚議長 委員長、よろしいですか。

○海老原委員長 はい。

○篠塚議長 この18条を入れた目的は、あらゆることを想定して、この議会基本条例はできていますので、その中で、今後の議決事項ということで18条が入ってきています。先程、説明があつた15項目以外のことがあつた場合にはということ踏まえてということなんで、言葉としてはですね、今後、追加すべき事件があれば随時検証するような形になると思います。これ、やってるかやってないかという話しになるとやってない。でも検証はしていくべきだろうと思いますので、この項目の必要性があるかどうかを踏まえると、検証結果も出てくるのかなと思います。

○塚本議会事務局長 委員長、よろしいですか。

○海老原委員長 はい。

○塚本議会事務局長 議会提要の70ページですが、今、私、思い出したんですが、人事課の時にですね、市議会の議決すべき事件に関する条例の話がありまして、3項目目に、総合計画のことを入れる時に、人事課に相談があつて、何で相談があつたかという、1番目に、市の予算から給料を支出すべき職員の定数を定めることってあるんですよ。これ、議決すべき案件ということで入れてあるんですけど、これ、昭和26年なんです。基本的には定数条例を議決することになっていますので、

これは入っていなくても良いんじゃないかという考えが執行部にあったんですね。ということで大部分は条例等で議決することになっているので、なかなか、この市議会の議決すべき事件に関する条例に入ってくるのは稀だなという感じがします。この4年間を見ても、総合計画はあったでしょうが、今後、入ってくるのは、なかなか難しいと思われます。あった場合には対応するで・・・。

○勝田委員 今の意見からすれば必要性に応じて対応していくというので、どうですかね、わざわざ見つけるというものでないと・・・。

○海老原委員長 条例には積極的に検討とあるけどね。できるできないはおいといて、理解できない議員もいるようですので、議員への説明、ここにいる人も分からないので、この部分については。議員への説明をするとともに・・・。

○篠塚議長 一番最初、二元代表制のところで、議会は、独任制の市長という中に入ってくることなんですけど、市長が提案するものに対して議決するだけじゃなくて、議会も、積極的に、いろいろなものを検討していこうというところからつながっているものなので、議決すべき事項ということで。これは議会が議決すべき事項であると、必要性があると思われるものは追加できるという項目なんで、積極的にやっていくというのは、全てのものに関心を持ってやっていくということで、全てを見ていくのが議会であるということにつながるので、積極的という言葉が入っているということです。

○海老原委員長 その通りなんですけど。これ、文章としては・・・。

○篠塚議長 文章としては、そういうことで入ったということで、検証ということをして・・・。

○海老原委員長 議運の意見として、どのように書きましょうかと。

(「事務局と」の声あり)

○海老原委員長 先程の17条と同じように事務局と打ち合わせをして出させていただくということで。今、案、ある。無いでしょう。今の段階で、事務局案は無いよね。

○塚本議会事務局長 案としては、今、A B C Dの部分ですか。

○海老原委員長 いや、今の18条の件で。

○川上議会事務局次長 18条のCの理由意見ですよ。

○海老原委員長 そうです。理由意見の案がありますかってこと。

○塚本議会事務局長 はい。追加すべき事件があれば随時検証するで・・・。

(「評価はCですよ」の声あり)

○海老原委員長 18条の・・・。

○川上議会事務局次長 行っていないという理由で、評価は、今後検討を要するにつながっていくと思います。

(「そうか」の声あり)

○海老原委員長 検討を要するからCなんだけど。

○川上議会事務局次長 行っていないから、今後検討を要する。だから、今後追加するものがあれば検証していくとつながりますので、やっていないものはやっていないで良いと思います。

○篠塚議長 行っていないがで、一つの文章にした方が分かりやすいのではないかと
いうことで、検証は検証で、今後検証をしていくということ。

○川上議会事務局次長 記入欄が二つあるので。

○篠塚議長 二つあるので、右の方に検討するという文章を入れていただければ、説明
がしやすいかと思うんですが・・・。

○海老原委員長 積極的に検討するだけで良いなら、それで良いんだけど。

○篠塚議長 検証結果としては、行っていないですよ。皆さんに、疑問に思っていた
ただだけでも十分かと・・・。

○海老原委員長 それは事務局とやっていきます。では、そういったことで18条は良
いですかね。

(「お任せします」の声あり)

○海老原委員長 はい。では19条でございます。19条について説明願います。

○小野議事調査係長 第19条政策討論会、1項議会は、市政に関する重要な政策及び
課題への認識を共有し、議論を深めるため、必要に応じて政策討論会を行い、政策
提言に努めたか。A 1件5%、B 5件25%、C 8件40%、Dは5件25%です。

○海老原委員長 第19条についてはですね、今、説明の通りでございます。これにつ
いては、数字からしても今後努力を要するということですのでよろしいかと思うんです
が。理由については、政策討論会は行われていないということです。会派の方からは政
策提言はしたと思うんですが。政策討論会をして政策提言をしたということがあり
ませんので。

○吉田(千)副委員長 それで良いんじゃないですか。

○海老原委員長 良いですか。

○吉田(千)副委員長 はい。

○海老原委員長 はい。それでは20条について説明願います。

○小野議事調査係長 第20条議員研修、1項議会は、議員にこの条例の理念を浸透さ
せるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行ったか。A 9件45%、
B 5件25%、C 4件20%、Dは2件10%です。2項議会は、議員の政策形成
及び立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めたか。A 5件25%、
B 6件30%、C 8件40%、Dは1件5%です。3項議会は、議員研修の充実及
び強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めたか。A 5件2
5%、B 4件20%、C 7件35%、Dは4件20%です。

○海老原委員長 まず1項から始めます。1項についてはですね、今回、改選がありま
して、その後のですね、新人研修、ありましたよね。事務局、やったよね。新人議員
研修はね。

○塚本議会事務局長 いや、まだ。

○海老原委員長 まだなの。

○川上議会事務局次長 これは検証ですから、前の4年間のことになります。

○海老原委員長 ということは4年前にやったかということだな。

○川上議会事務局次長 今回の研修については、議事調査係の方に速やかに実施するよう業務命令を出しておりますが、まだ開催には至っておりません。速やかにやらせたいと思っております。この検証にあたる研修については、4年間のことでの検証をお願いします。

○海老原委員長 ということは4年間ということは・・・。

(「やったよね」の声あり)

○海老原委員長 ということは、1項については、このまま十分達成できた。改選後、速やかに行われたということです。次、2項、議会は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めたかということでございます。これについてはですね、Aが5、Bが6、Cが8、Dは1です。これについては如何いたしましょうか。

(発言者なし)

○海老原委員長 これ、評価としてはですね、Cですよ。Cが一番多いので、数の上から取ってですね、まあ、いろいろな事はやっていますが、個人個人によって、会派とかによってバラツキがありますので。あと、どういうふうに、どこまで、研修をやったとしても、物足りないとか、いろいろ個人によって差がありますので、この2項については、数からしてですね、ですよ、Cが8ということで、これをですね、大事にして、評価はCになってくるのかなと思うんですが。如何でしょうか。

○鈴木委員 それで良いです。

○吉田(千)副委員長 はい。

○川上議会事務局次長 28年と30年に、議会として研修会を行っているんですが、2年に1回という数が適正なのか少ないのか多いのかというところまで検証をいただければ、今後の事務局としての動きにつながってまいりますので、お願いいたします。

○海老原委員長 その点については如何でしょうか。

○鈴木委員 今回、議運で条文の検証をやって、あらためて勉強をし直している訳なんですけど、まず議会基本条例の条文の解釈を全議員がやるべきだと思うんですよ。本来は。そういう外部から講師を呼んでの研修も良いんですが、基本条例が、このようになっているとか、新人議員だけでなく全議員でやる機会を設けるというのも視野にいれながら、研修の回数を、例えば、改選後、速やかに行うっていうのを、新人議員だけでなく全議員を対象にするとか、そういうことを考えては如何でしょうか。

○海老原委員長 今、1項の話ですか。

○鈴木委員 1項と2項が被るような話しです。

○川上議会事務局次長 5月24日の議会運営委員会で、その件について議論をしていた中で、新人議員だけで良いよという議運の結論をいただいています。

○鈴木委員 このメンバーの議運じゃない時ですか。

○川上議会事務局次長 このメンバーです。

(「鈴木委員は欠席だった」の声あり)

○海老原委員長 はい、その他、ございませんか。

○勝田委員 これ、会派ごとに行ってるのもありますよね。

○海老原委員長 そうそう。

○勝田委員 個別に申し込んで、東京とか。

○海老原委員長 人によってバラツキがあるんですよね。どこで判断するかって、この2項は・・・。

○勝田委員 そういう制度を利用すれば、幾らでも行けるんですよね。

○鈴木委員 前は広瀬先生と、もう一人は誰だっけ。

○川上議会事務局次長 茨城大学の馬渡先生です。

○鈴木委員 その二人でしたね。

○川上議会事務局次長 はい。

○塚原委員 私は1年に1回ぐらいはあっても良いのかなと思ってまして、これ、たまたま前回の議運の時は、全体の流れを知るために、新人議員は何も分かっていないからということだったと思うんですけど、今回、これ、アンケートをやってみると、1年に1回ぐらいは、さっきの鈴木委員じゃないですけど、全議員、自分たちがきっちりやるのを、1年に1回ぐらいはあっても良いのかなと思います。

○川上議会事務局次長 1項と2項は、若干、ニュアンスが違うんですよね。1項は基本条例の理念浸透で、2項は政策立案が中心ですから。

○塚原委員 そうですね。1年に1回でなくても良いんですが、2年に1回というのは少ないんじゃないかな。

○海老原委員長 そういう提案もありましたが、如何でしょうか。

(発言者なし)

○川上議会事務局次長 議運から指導をいただければ、そのようにしていきたいと思っていますので、具体的な言葉をいただきたいと思いますが。

(発言者なし)

○海老原委員長 まずは、先程、次長の方からあったように28年と30年に1回ずつやった。そのことを受けて、回数をどうしましょうかと。この後の事務局の予定にも関わってくるので。

(発言者なし)

○川上議会事務局次長 今日は、条文の検証だけでも結構ですから・・・。

○海老原委員長 今日、決めなくても良いのかとは思っていましたが、折角ですから、決めてもらっちゃった方が良いのかなと。

(発言者なし)

○篠塚議長 委員長、よろしいですか。

○海老原委員長 はい。

○篠塚議長 希望的な話をさせていただいて、大変、申し訳ないんですが、研修については、評価としてはCとしてですね、議会全体としての研修は不十分であったた

めというような意見としていただくと、議会事務局としては、いろいろ考えてやっていきますので、そのような話しが議運であったと、検証がされたということであればありがたいと思います。希望です。

○海老原委員長 今、議長からありましたが、今日ですね、年何回と決めないんですけど、議会全体としての研修は不十分という意見もあるので、今後、積極的に研修をやりますというような表現でよろしいですかね。

○吉田（千）副委員長 はい。

○海老原委員長 はい、では3項です。この件についてはですね、回答で、なぜDとしたのかわからないんですが、それはおいといてですね、研修会もやっているし、回数は別にして、前からやっているという人もいるし、その辺、如何いたしましょうか、評価について。前の2項と関連して、これも積極的な研修が必要だと思いますので。Bだと、何もやらないって言い方はおかしいですけど、積極的にやらないという感じなので、評価はCとして、こちらも積極的に・・・。

○川上議会事務局次長 こちらも、先程の2項に関連しての講師や題目等の事だと思いますので、2項と同じような評価でよろしいのかなと思います。

○海老原委員長 若干、2項とは違う、2項は、政策形成とか立案の能力、それから3項は、広い意味での議員研修ということなんですが、2項と同じような表現で、評価は2項も3項もCで、議運の意見としては、2項と同じような積極的なですね、研修をするという表現にさせていただきます。それでは21条をお願いします。

○小野議事調査係長 第21条議会事務局の体制整備、1項議会は、政策形成・立案を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るため、専門的能力の養成に努めたか。A 2件10%、B 5件25%、C 10件50%、D は3件15%です。

○海老原委員長 第21条については、今後努力を要する。数からしてですね、その通りだと思うんですが、ただ事務局にですね、議会の方から積極的に、今までやってきていなかった訳ですよ。そうですね。今後努力を要するんですが、議会から積極的にですね、働きかけるといえるか、そういうことは右の方に書かないで、その通りで、事務局に、議会からは、この通りでですね、理由意見としては、議会からは事務局に、専門的な能力の養成を求めるということだけで良いのかな。

○篠塚議長 委員長、よろしいですか。

○海老原委員長 はい。

○篠塚議長 この文言ができた経緯があるんですが、議会事務局は、本来、市役所の職員から出向するのではなく、独立性を持ったものでなければ、政策提言等は、二元代表制の1つであるのにできないだろうと。議会基本条例を作るにあたってのいろいろな大項目があったものですから、その中で議会事務局が充実しなければ、政策提言をするにあたって、政策立案する能力的なものが事務局に必要性があるということもありましたので、このような文言が入っていったということでもあります。現状の形と言うよりも理想を込めたというのが、この文言だと思いますので、それ

も踏まえて検証していただければと。議会独自で職員を雇用することも有り得るのではないかということも、この中にはありますので。

○海老原委員長 横浜市だっけ、議会事務局職員が何百人っているの。

○塚本議会事務局長 横須賀市も多かったですね。

○篠塚議長 例えば大津市では、大学と提携して、大学の研究者を積極的に入れて政策立案の能力を入れるとか、いろいろな議会がありまして、議会事務局独自で広げていく場合と、そういうこともあるので、そういう機能も検討した方が良さだろうということだったと思います。

○海老原委員長 大切な事なんで、その通りなんですけど、議会の方から要請をしていなかったものですから、積極的にね。

○鈴木委員 検証の部分では、この通りですよ。検証ということでは。

○海老原委員長 その通りだ。良いですか、この通りで。まあ、求めていくということで、右の方ですね。事務局に、その能力を求めていくというような。ということで良いですか。

(発言者なし)

○海老原委員長 よろしいですか。

(発言者なし)

○海老原委員長 事務局で、何かあるの。

○塚本議会事務局長 基本的にですね、文書法制とかについては、過去において、執行部側として求められてきていました。文書法制能力のある職員は送れていたと思うんですよ、今はないかもしれませんが。その理由としては、法学部出身の職員が少なくなってきたので、なかなか、求められても応えられないと。答えとしては執行部との調整が必要だと、検証として。現実問題としては、なかなか難しいと思うんですが。

○海老原委員長 皆さん、大丈夫ですか、大丈夫って言い方は変ですけど。執行部に求めていくかってことを、ここに、文書を、右側の所にね。入れるかどうか。入れるということで良いですか。

○川上議会事務局次長 求めると書くと、政治倫理的なことに引っかかるのではないかなと思うので、調整するぐらいにいただいた方が。

○海老原委員長 求めるで良いじゃない。

○篠塚議長 委員長、よろしいですか。

○海老原委員長 はい。

○篠塚議長 今の議会事務局ですと、市の職員から出向している形なので、人事に携わることになってしまうので。議会が独自に雇用するということであれば、それは引っかからないんですが。予算も含めて、そういうことも含めて、いろいろ研究する意味では、強化していかなければならないので、政策立案というのがあったと思うんですが、政策討論会をして、政策立案をして、政策提言をするには、専門家の力がないと、なかなか議員だけではできない。それには手助けが必要だ。そういう事

務局職員が必要じゃないかということから来ているので、その辺、微妙な点なので、文言については配慮した形でお願いできればと思います。

○海老原委員長 その辺は事務局と調整させていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○海老原委員長 はい。では、次、第22条、説明をお願いいたします。

○小野議事調査係長 第22条議会図書室、1項議会は、議員の調査・研究及び政策形成・立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるとともに、適正に管理し、及び運営したか。A 1件5%、B 6件30%、C 9件45%、Dは4件20%です。

○海老原委員長 はい。第22条については、まあ、この通りですが、ただ、議員の皆さんにですね、図書室の積極的な活用をお願いするとしかないですね。あとは図書室に必要なもの、議員がですね、図書室に必要なものを入れてくれと、そう言うのは、どうなんでしょうね。議員が言った場合には。

○川上議会事務局次長 対応します。

○海老原委員長 対応する。それぐらいしか無いですね。

○吉田(千)副委員長 まさしく、それであって、図書室の内容の充実と言うんですね、その辺を、こちらから求めていくことができるという話しですので、図書室の内容充実・・・。

○海老原委員長 前提としては、議員の積極的な利用が前提ですから。その程度でよろしいですかね。

(発言者なし)

○海老原委員長 それで、評価、今後努力を要するですね。理由意見等は、この通りでございまして、議運の意見としては、議員の積極的な利活用、並びに内容の充実に促すとさせていただきます。次、第23条、説明をお願いいたします。

○小野議事調査係長 第23条議員定数、2項議員定数の改正に当たっては、他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮するとともに、市民の意見を参考とし、検討したか。A 9件45%、B 5件25%、C 4件20%、Dは2件10%です。

○海老原委員長 23条につきましては、私が申し上げるまでもなく、議員定数を、今回4削減いたしました。そういったことでですね、評価については、十分達成できた。その理由も、議会自ら定数を4削減したと、この通りでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○海老原委員長 はい。では、最後に第24条になります。説明をお願いいたします。

○小野議事調査係長 第24条議員報酬等、2項議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮した上で、検討したか。A 2件10%、B 6件30%、C 4件20%、Dは7件35%です。

○海老原委員長 24条につきましてはですね、今、説明がありました通り、Aが2、

Bが6、Cが4、Dは7です。議員報酬については、改定したのは、何年前でしたっけ。

○川上事務局次長 今、資料がありません。すいません。

○海老原委員長 20年ぐらい経ちますかね。

○勝田委員 減ったんですか増えたんですか。

○塚本議会事務局長 増えました。

○海老原委員長 増えたんだよね、最後は。

○川上事務局次長 減ったことはございません。

○勝田委員 年金の廃止とかありますからね。高いと思います。

○海老原委員長 これについて、もし、検討するとなると、これは議長提案になるの。議長が諮問するんだっけ、特別委員会を作るとか。

○川上事務局次長 検討するですから、上程するではないので・・・。

○塚本議会事務局長 具体的に、そうなった時ですか。

○篠塚議長 定数及び報酬については、その都度、検討していくっていうのは、議会としては、常に關心を持ってやっていくということなんで。それを具体的に増やすとか減らすとかの話ではなくて、市のいろいろなことを見て検討していくというのが検証結果だと思います。余りにも財政難なのに給料を上げるのもおかしい。だから財政的に裕福であれば、議員のなり手不足であれば上げていくべきだという話もあるでしょうし。そういうものも含めて検討していくと。高い安いというものではなくて、議員の労力とか、いろいろ踏まえて検討するという意見が出れば、私はよろしいのではないかと思います。

○海老原委員長 ですから、実際に、検討するとなると特別委員会を作らなくちゃいけないのか、その辺は、どうなんですか。

○篠塚議長 報酬等審査会だよね。報酬に関しては。

○海老原委員長 審査会に出す前に、何か、やらないの。

○塚本議会事務局長 報酬等審査会は執行部で持っているもので・・・。

○篠塚議長 報酬等審査会を開くっていう話しも出てた。議会基本条例を作る時に、報酬の時に、第三者に委ねると、意見をもらおうと、そういう話しも出てたんですね。報酬を下げろという声もありますけど、何で下げるんだという明確な理由も無いものですから、全く。議会のあり方っていうところに話しが行けば良いんですけど。ボランティアでやってる議員がいるじゃないかとか、アメリカと日本の方式は違うとか、そういうのを踏まえて、議会基本条例を作る時、いろいろ議論をしました。そういうのが検討だと思うので、そういう話しで検討していくで良いのかと思います。

○海老原委員長 24条に、議員報酬の改正に当たっては、市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。この委員会って、どの委員会。議運なの。

○川上事務局次長 それについては、特定はしていないということです。特別委員会が

あれば特別委員会でしょうし、なければ議運になると思います。特別委員会を作らなければ改正ができないとか、全く、そういうことではありません。

○海老原委員長 ではですね、24条については、評価については、こういう数字なので、今後努力を要するでよろしいですか。

○吉田（千）副委員長 はい、異議ありません。

○海老原委員長 はい。これについては、今後もですね、基本条例に従ってですね、ここに書いてある通りですね、議員報酬の改正にあたっては、行財政改革の視点の下、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮した上で検討するとなっておりますので、普段からですね、検討するということで、議会運営委員会ですね、意見とさせていただきます。そういったことでよろしいでしょうか。

○勝田委員 これまで検討したことがないという文言を生かすんですか。

○海老原委員長 それしか無いよね。理由意見のところはね。

（発言者なし）

○海老原委員長 それでは、基本条例の見直しについては以上とさせていただきます。

○吉田（千）副委員長 すいません。19条の1項なんですけど、戻ってしまってすいません、1点だけ。評価の今後努力を要するは大丈夫なんですけど、政策討論会は行われていない。そこまでは大丈夫なんですけど、その後に、行われていないが、今後、検討を要するという文言をいれていただければと思ったんですけど、皆さん、どうですか。

○海老原委員長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 文言の整理については、正副委員長と議長と事務局に任せます。

○海老原委員長 それでは、以上で協議事項（1）の基本条例の見直しについては、終了させていただきます。次に諮問事項が4つございます。これは議長の方から説明をお願いします。

○篠塚議長 まず見直しについて、14条と15条のところ、ご検討をいただければと思っております。一般質問の持ち時間の再検討の要望書が出ておりますので、一問一答方式、今、60分のところを、もうちょっと長くして下さいという点を、ご議論いただきたいのと、先程の15条の透明性を図るための報告書の検討ということ、を、まず、2点、ご議論いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 では、まずですね、要望書が、久松さん、柏村さん、柳澤さんの連盟の要望書が出ております。これについて、朗読願います。

○小野議事調査係長 一般質問一問一答方式の持ち時間の再検討に関する要望書、提出者は久松猛議員、柏村忠志議員、柳澤明議員です。一般質問が議会基本条例に基づき平成27年12月議会から一括方式と一問一答方式を選択することができ、一括方式の持ち時間は従来通り90分、一問一答方式は60分と定められました。このことが確認されたのは平成27年12月1日の全員協議会でした。その際、一問一答方式は60分と定めることについて議論となりましたが、今後、実際に実施してみて、一定の時期に改めて検討するという矢口議長（当時）の提案を了承し、全会

一致で提案通り実施することになりました。それから今日まで3年余りの経験から、60分という持ち時間はあまりにも短いことを実感しています。一回目の質問と答弁で、質問項目のボリュームにもよりますが、30分以上かかることが少なくなく、ぎりぎりまで質問を続けてもはしょらざるを得ないことが再三でありました。一問一答方式は、問題を深く掘り下げることが可能で、聞く者にとってもわかりやすく、議会の論議を広く知ってもらう上でも有効です。そこで、議会の質疑をさらに充実したものにする上でも、少なくとも更に10分から20分程度の時間を延長することが必要であることを痛感しております。議長におかれましては、趣旨を十分にご理解していただき、議会運営委員会に諮った上で、一問一答方式の持ち時間の適切な延長の措置をとっていただけるよう、連名でここに要望をいたします。

○海老原委員長 今、朗読していただいた通りです。この件について、皆さんからのご意見をお伺いいたします。

(発言者なし)

○篠塚議長 議会運営委員会、27年度の資料で、ここに60分が決まった経緯が書かれています。余り明確なことがありませんけど、それを参考に、検討をお願いいたします。

○海老原委員長 皆さんからのご意見をお伺いいたします。

○小坂委員 一問一答方式ということで、以前にも、こういう議論をしたんですが、何で60分かというんですね、一般質問ですと、意見とかいろいろな事を言いながら、思いとか、質問をする方も長いんですが、答える方も、若干、長めになるというのは、これ、ある程度、しょうがないことと思っております。ただ一問一答方式っていうのは、このことに対してイエスかノーか、そのことをやる訳ですね。そうすると時間を掛けたからできるというものでは、当然、ないので、そういう意味で、多分、一問一答方式は60分ということだろうと思うんですね。ですから、確かに良い答えが出ますよ。これこれについてどうですかって聞いた時に、何とかできますよと。じゃあ、こうすれば、もっと早くできますかと、そういう話しだと思うんですね。最初にできませんよという答えが出てきた時には、幾ら質問をしても、答えは一緒なんですよ。ですから、要するに、質問の前提というのが、できないことを質問するのが多いので、ですから一問一答方式ということについて、いろいろやり方はあると思うんですが、時間を掛ければ良いというものでもないもので、ですから90分に対して60分というのは、ある意味、妥当なところだと。延長しても、時間延ばしみたいのが出てきて、あまり良い議論ができないのではないかとというのが、今までやってきた中での私の意見です。

○鈴木委員 一問一答方式を、他の人のを聞いていて、大項目で言うと、1つぐらいで、消化不良で終わっちゃっているのが多いんで、例えば、大きな項目で、3つぐらい質問を出してしまうと、二つ目三つ目の議論が深まらない内に終わってしまっているなっていうのが、他を見て感じているので、自分は、一問一答方式は使っていないんですね。60分という時間で、しかも、60分の内の何分を議員側がしゃべっ

ているかを考えると良くて半分。下手をすると執行部の方が時間が長いような印象を受けるので、一問一答方式を採用される方々が、今後、やりやすくなるには、時間を、少し延ばしてやったらどうかというのが、私が要望書を読んだ感想なんで、それぞれ話し合いをしながら決まっていくんでしょうけど、私は延ばした方が良いと思います。

○吉田（千）副委員長 他市の事例みたいなものはありませんか。60分を採用している近隣の。それ以上の時間で取り組んでいるよとか。何か、参考の・・・。

○川上事務局次長 今は、用意してございません。

○吉田（千）副委員長 そうですか、はい。

○篠塚議長 基本条例を作る時に、一問一答方式の話しを聞きに行ったりしました。他市の例としましては、質問時間を制限して答弁時間は無制限とかの場合もありました。方法としまして、最初に趣旨説明を何分、それから質問時間を何分とか。例えば趣旨説明が10分、その後、質問時間を15分、答弁は無制限。そういう市もありましたし、自治体によっていろいろ採用しています。ただ、一問一答方式でやりあう場合ですね、反問権というのがあります。質問を確認する反問権でなく、とんでもない質問をする場合があるので、その時は、執行部は反問権を行使して、なぜ、そういう質問をする経緯になったんだと。そういうことをやりあうということが、掘り下げていくというなら、そういうこともありました。ただ、いろいろな例があると思うので、そういう例を参考にさせていただいて議論をしていただければと思っています。

○川上事務局次長 先程の見直しの中で、14条の第2項のところで、今後努力を要するということで、今後、一問一答方式の手法等を検証していくというような議運の結論になっています。本日、議論をいただいた内容を、明日の全員協議会で、全議員の了承を得た上で、議会運営委員会で検証をしていくべきだと思います。本日、議会運営委員会で結論を出していただくと、明日、全員協議会で報告をしていただく内容と違ったものになってしまうので、明日、検証していくことの了承をいただき確定した後に、議会運営委員会で議論していただければと考えております。

○篠塚議長 諮問をしておいて申し訳ないんですが、14条と15条の件は、今後検討を要するという議運の結論になっておりますので、明日の全協で皆さんに説明をして、ご了承をいただいた上で、議運で検討をしていただければと思います。答えをいつまでに出すのかも含めてご検討をいただければと思っています。それから2番目の一般質問時における質問と答弁の関連性を、傍聴者にとって、より分かりやすく、かつ論点を明確にするため。また、議事進行にあたって、質問内容が通告要旨に沿ったものか判断するため、質問の通告内容を詳細に記入できる通告書様式の検討なんですけど、これは先程の一問一答方式にもあったんですが、通告書にもっと細かく書いていただかないと、前回も通告外ではないかと、議長の方で、一回、止めたことがあるんで、今後、一問一答方式で議論が伯仲してくると通告外になる場合も有り得るし、一問一答方式以外でも、通告外の話をしているのに、止めるこ

とができないことがありますので、今、事務局の方で、書式を、いろいろ取り寄せておりますので、今後の議論としていただければと思います。ここまでは、基本条例の見直しと関連してますので。

○海老原委員長 確認をさせていただきます。14条の絡みもあるので、一問一答方式の件については、今日、決めないで、当然、今日決めるのは無理だと思うんですよ。時間についてね。当然、無理だと思うんですが、今の質問はですね、というのは、さっき15条の件も話してなかったっけ。だから、ちょっと飛んじゃったような・・・。

○篠塚議長 15条も、先程、検討を要するとなっておりますので、14条と合わせて、全協で説明をして、オーケーが出てから検討をしていただきたいという事務局の話しなので、両方、合わせて、今後、検討をしていただきたいということです。

○海老原委員長 はい。それからもう1つ・・・。

○篠塚議長 もう1つの件は、一問一答方式も含めての話なので、それも、今後、資料を提供するので検討をしていただきたい。先走ってすいません。そういうことです。

○海老原委員長 はい。

○川上事務局次長 検討のお願いの予告ですね。

○篠塚議長 予告です。

○海老原委員長 はい、それではですね、確認をさせていただきます。先程、議長の方からですね、一問一答方式の持ち時間に対する要望書が議長の方に提出され、それについて議長から諮問をされましたが、その件についてはですね、今回のですね、議会基本条例に基づく検証結果、それを踏まえてですね、今後、議運の中で検討していくということが1点。それから、もう1点ですね、先程、議長からありましたように、基本条例の運用解説の28ページにある様式の検討をして下さいということで、これについてもですね、先程、議長から言葉があったんですが、それについても、今回の検証結果の中に入っておりますので、明日、全協で報告をした後、了承はされると思うんですが、その後、もう一度、これ議題に乗せてもらおうと。それから議長からの諮問事項の2番についても、これも検証結果に若干触れますので、これについても、明日の全協で、今日の結果を報告した後で、後で、もう一回やるで良いんだよね。

○篠塚議長 はい。

○海老原委員長 もう一回ですね、この諮問項目が上がるということで、よろしくお願いします。そうすると、その他ですね、議長。

○篠塚議長 諮問項目で3と4があるんですが、3の方はですね、全協で議運の委員長から話しがあった件ですが、土浦市議会会議規則の見直しについてということで、会議規則の149条に新聞や文書等を閲覧してはいけないという項目があるので、そういうのも含めてですね、今後、時代に合ったものにしていただきたいということで、①電子機器類の議場及び委員会室への持ち込みについて、明文化する必要性についての検討をお願いしたい。それから②一般質問及び議案質疑における

発言通告をしない者の取り扱いについて協議をお願いしたいということで、これ、比較のためにつくば市議会と取手市議会の会議規則を付けていますので、今、すぐに答えは出ないと思いますので、今後の検討ということで、後で見いただければと思います。それから4番目ですが、土浦市議会傍聴規則の見直しについて、時代に見合ったものに、ご検討をお願いしたいということでございます。傍聴規則の中には、外とうを取りなさいとか、帽子を取りなさいとかありまして、委員会では委員長が水を飲んでも良いですよとか言うんですが、本会議では議長から言うのが難しいので、ご検討をお願いしたい。古い規則なので、そちらの比較の資料を付けてありますので、こちらも見直しをお願いしたいというものでございます。今後の検討ということで、お願いいたします。

○海老原委員長 今回の諮問事項の3番4番でございますが、3番の①で、つくば市は、持ち込みはダメなの。

○篠塚議長 無線機類と書いてありますね。

○海老原委員長 ダメなの。つくば市は、持ち込み。

○川上事務局次長 外部と連絡を取れるようなものはダメです。タブレット制を導入しているので、見ることは構わないんですが、外部とやり取りをすることはダメなので、規則に無線機類と書いてあると思います。

○篠塚議長 今回、電子機器の持ち込みはオーケーとしたんですが、電子機器を通信機器として使うことについて、明確にしていないので。ダメなんですけど、そういうことを書いてないものですから。会議に関係ない新聞を読んではいけないのに、新聞を読めるような機能もついていますし、また、会議で話題となっているものを調べことは良しとしたので、そのことを明文化していかなければならないので、会議規則の見直しをお願いしたいということです。例ですが、議長選挙をやっている時、議場を閉鎖しているのに、外と連絡が取れてしまうのはおかしいのではないかと、そういう想定が、電子機器を持ち込むことで、いろいろ考えられるので、規則の見直しが必要だと思うので、よろしくをお願いいたします。

○海老原委員長 それは分かっているんですけど、この前、スマホはオーケーとしたじゃないですか。

○篠塚議長 はい。

○海老原委員長 スマホで、その都度、情報を取れるよね。それは無線だよね。それもダメだということ。

○川上事務局次長 つくば市はダメですね。

○海老原委員長 タブレットに、事前に情報を入れておけば良いと・・・。

○篠塚議長 つくば市は、そういうことですね。

○小坂委員 規則って、規則ができた時、理由があってできていると思うので、それを緩和するといのは、かなりいろいろ考えてやらないと。一度、緩和しちゃうとですね、もう元には戻らないので。私は、けして保守的な訳ではないけど、やっぱり、ここは、慎重に検討した方が良いと思います。ですから持ち込んでいけない物、何で、

こんな物って思うかもしれないけど、多分、やった時には、理由があるんだろうし、今の無線機も、今の言い方だと、無線ができるものはダメだって、スマホで、できないやつなんて無いので、資料を取る分には良いけど、通信はダメだよって、その区別をどこでするんだって、やっぱり、非常に難しいかと、今、聞いてて思ったんですけど、こういうことを緩和していくということは、かなり一生懸命、考えた方が良いと思います。議論をたくさんした上でないと、ああ、それで良いよねっていう感じではないと。そのための規則だと思うので。やっぱり、決まったことを変えるというのは、非常に大変なことなんだろうと思っています。だから議運があると思っているんで、その辺の議論を、もうちょっと時間を掛けてやって行った方が良くと思うんですが、委員長。

○吉田（千）副委員長 これ、今日、検討するんですか。今後の検討でよろしいのではないですか。そういう認識で。

○海老原委員長 はい。ただですね、この前、私が勘違いしたのかもしれませんが、9月からオーケーにしたんですよ。議長の話しだと、6月からオーケーしたみたいでしたけど。その辺の事は置いておいて、9月からはですね、導入したいと思うんですよ・・・。

○塚本議会事務局長 6月から導入しています。6月からという話で・・・。

○海老原委員長 じゃあ、違反しちゃってるじゃない。書いて無いから違反じゃないのか。

○塚本議会事務局長 実態に合わせて、この携帯品のところの条文を、今後見直していくということだと思うんですが。確かに、つくば市の無線機器の部分、小坂委員が言われるように、本市で、このまま採用すると分かりづらくなってしまいますので、その辺を、十分、検討していかなければならないと思います。実態としては、今は、スマホ・タブレットを持ち込んで良い、ただし、外とのメール受信とか電話とか、そういう使用はダメだと・・・。

○小坂委員 これは想像なんですけど、後から入れたんだと思います。そういうことが起こったので。だから、後から、こういう文章を入れたんじゃないかと思う。やってみたら、ちょっと不都合なことが幾つか起こったんで、そういうことを入れたんだろうと想像できる文章なんで・・・。

○海老原委員長 それはね、ここに入れる時は、入っているんだよ、他のところが。無線機類がダメだって。後じゃなくて。他のを参考にして。他の・・・。

○小坂委員 まあ、そうだとでも・・・。

○海老原委員長 他のところは問題があったかもしれないけど・・・。

○小坂委員 ということは、何かがあるということなんですよ。他で、そういう文面を入れているということは。必ず、そういう何かが起こるから入れている訳で。でなかったら、わざわざ入れないですよ。

○篠塚議長 前回、議運の委員長から全協で話していただいた電子機器の持ち込みについての話しで、明日の全協に配布する資料を配布します。

(資料配布)

○篠塚議長 それはそれで決定したことなんですが、無線の通信とか規則の件に関しては、ICTについて、今後、検討していただきたいということで諮問をさせていただきますので、その中で検討をいただければと思っております。全体を見て、それで会議規則の見直していくということですので、直ぐには決められないことなので、課題として上げさせていただくので、よろしくお願いいたします。この配布した資料は、明日の全員協議会でお配りをするんですが、6月4日にいただいた議運の委員長の説明を、もう1度、文章にしてお渡しをするものでございます。

○海老原委員長 よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○海老原委員長 当然、この会議規則・・・。

○小坂委員 あ、これ、たくさんあるので、少しずつにしませんか。例えば、1委員会、1つとかね。そういうふうにしないと、こう、いっぱい出されちゃうと、議論も、そうなんだけど、やっぱり、みんな、良く分からないなという感じになってしまう。たくさん出されると・・・。

○海老原委員長 それは分かるんですが、出されちゃったものですから。ただ、その中でですね、会議規則の見直しはするしかないんだよね。会議規則の見直しは。諮問事項、4つの内の3番で、やらなくちゃいけないんだよね。

○篠塚議長 これも、踏まえて、会議規則、すぐに直せるものではないので、しばらく議論をしていただいて、全体の見直しをしていただくというもののなので。直ぐに規則を変更するというものではないということを、ご理解いただきたい。なかなか、膨大な話なので・・・。

○海老原委員長 ですから、3番の①だけは、直ぐにやらなくちゃいけないのかなと。議運でね。

○川上事務局次長 前回、申し合わせをしていただいたので、急ぎというものではないということです。

○海老原委員長 それは、全協で、さっきの、問題があるっていう可能性がね、小坂委員からの話なので。それを入れないと。

○篠塚議長 今の現状では、見直しじゃなくて、申し合わせで対応できるんですが、今後、見直しをしていかないと対応できないので、その見直しをお願いしたいということです。現状では、申し合わせで良いだろうと。

○川上事務局次長 すぐにやらなければならないかという判断は、議会運営委員会をお願いしたいということです。議運が、その必要がないとなれば・・・。

○海老原委員長 いや、3の①については、何か問題があったんだろうという小坂委員の話しだったよね。

○小坂委員 いや、違います。そういう意味じゃなくて、あったかどうかはともかく・・・。

○海老原委員長 そういう話しだったから・・・。

○小坂委員 あったかもしれないけど、なかったかもしれない。そういう文章が入って、

そういう文書があって、それを元にして、いろいろ考えているんだけど。それも考えましようか、みたいな。

○川上事務局次長 それぞれ歴史があるということですよね。

○小坂委員 そうです。だから、ここだけ見て、簡単にできたというのではなく・・・。

○海老原委員長 それは当然だけど・・・。

○小坂委員 だから、もうちょっと時間を掛けましようよと・・・。

○海老原委員長 それはそうなんだよ。そうなんだけど、さっき言った無線の事については、問題があったんじゃないかということについては、早めにね。その他の部分は別にしても、そこは早めに決めるしかないのかなと。

○小坂委員 もう、申し合わせをしてる訳ですから。それで、どうなんでしょう。

○海老原委員長 問題がなければ、申し合わせで・・・。

○小坂委員 今のところ、問題が無い訳だから。

○海老原委員長 ではですね、今のを確認をしますが、今回、諮問事項が出ましたが、これは急いで決めなくても大丈夫だということですね。いつまでかってことは・・・。

○篠塚議長 委員長、よろしいですか。

○海老原委員長 はい。

○篠塚議長 もう1つ、この話しはICTも含めて、大きな話しになれば、前回もありましたが、議運じゃなくて特別委員会の必要性があるということも踏まえてご検討をいただければ、私から、もう1度、提案をさせていただきたいと思っておりますので、その辺、検討の材料としていただければと思います。

○鈴木委員 そもそも電子機器を持ち込む、私も、以前、タブレットをっていう時代があったんですが、例えば、議会でしか使わないタブレットがあって、その中に資料が全部、ダウンロードされていて、そのタブレットを元に、ペーパーレスを前提にして、私なんか、文字を大きくできると、非常に助かるので、そういう使い方をするのに、要は、個人的な電子機器を持ち込むじゃなくて、議会として、そういうものを。例えばJコムさんなんかから安くタブレットを提供してもらって、一人一台、そういうものを持って資料を見るために持ち込む。個人的な電子機器は持ち込まないっていう方向に、将来、なっていったら良いと思うんですが、議長の考えは、どうですか。

○篠塚議長 それも踏まえてですね、ICTということに関して議論をしていただきたい。ペーパーレスに関しては、議会側だけじゃなくて、データを出していく執行部側の問題もありますので、それも踏まえてご検討をお願いしたい。もし執行部に提言をするのであれば提言をしていく。そういうことでございます。

○鈴木委員 はい、わかりました。

○小坂委員 私も連絡とか資料とか、タブレットになったら良いかと、個人的には思うんですが、その議論と自分の資料を持って行って使うというのは、若干、違う感じなんで、これ、以前にも、そういう議論がありまして、多分、前期の議会運営委員会でも、そういうところに視察に行って、そういうタブレットを使っている所があっ

たような気がします。執行部側も、全部、できるようにならないとだめだから、一緒にやろうという議論を、前回かな、やったような気がします。そういう議論と電子機器については、多分、皆さん、思っているところが、少しずつ違うと思うので、その辺を、できるだけすり合わせをしながら話しをしないと、話しをして、なかなか前に進んでいかないような気がします。

○海老原委員長 その他、ございませんか。

(発言者なし)

○海老原委員長 はい、それではですね、基本条例第25条の2項に、検証に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとするとありますので、この条項については、明日の全員協議会で、私から報告をさせていただいて、全議員から了承をいただいてからの動きになると存じますが、本日、協議をいただいた中で、条例改正をした方が良いと思われる項目があれば、あらかじめ、議会運営委員会の皆様のご意見を伺っておければというものでございます。ございますでしょうか。

(発言者なし)

○川上事務局次長 先程、私の方から15条の3項で、口頭による要請等があったときというところが曖昧なので、この部分、改正してはどうかという話しをさせていただきました。その他の条文で、直した方が良いところがあればということです。よろしく願いいたします。

○海老原委員長 どうでしょうか。

(発言者なし)

○海老原委員長 なければ、今の件は、この程度とさせていただきます。

○篠塚議長 委員長、よろしいですか。

○海老原委員長 はい。

○篠塚議長 基本条例の研修、新人議員にはやっていただくんですが、今回、検証をさせていただいて、わかった点とか直した方が良い点とか、あるかもしれないんですが、もし、よろしければですね、これを元にですね、もう1度、会派内で、話し合っただいてから、また議運に上げていただくとか、そんな方向に持っていったら基本条例が理解されるかと思いますが、如何なものでしょうか。

○海老原委員長 はい。如何でしょうか。

(「いいんじゃないですか」の声あり)

○海老原委員長 もう一回、会派でですね、まあ、見直しではないんですが、当然、これは、明日のですね、私の方からの全員協議会での発表を受けてからということになりますが、それを受けて、今回の検証結果を受けて、会派内で、もう一回、見直しをしていただくということですね。

○篠塚議長 できればですね、明日、説明をして、会派内で話し合いをして、期限を決めていただければと。いついつまでに事務局まで意見をいただきたいとか、期限を決めていただければ、早めに改正につながっていきますので、期限を決めていただ

ければと思うんですが。

○海老原委員長 それは分かるんですが、その点についてですね、事務局の方からの協力もお願いします。理解できていない人もいるかもしれません。その時はね。その前提で、説明をお願いするということで。その前提で、議長から期限を決めてくれということなんだけど。特別、いつまでってないですよ。

○篠塚議長 できれば今月いっぱいまでとか。意見があれば事務局まで提出をお願いしたい。意見の提出がなければ、全協で報告をした通りにネットで公開をしますよということでございます。検証も含め、こういう議事録は、全て公開することになっていますので、明日の全協で、議運の委員長から説明があった通りで良ければ、そのまま公開しますと。それでなければいつまでにと。できれば、今月いっぱいまでには、ご意見をいただいて、遅くとも7月頭にはネット公開をしていきたいと考えていますが、如何なものでしょうか。

○鈴木委員 確認なんですけど、じゃあ、例えば、明日、会派で話し合って、基本条例の何条と何条か、何箇所か、変えたい部分を、会派ごとに出す先は、議長ですか。

○篠塚議長 とりあえずは事務局へ出していただいて。出た場合は、大変、申し訳ありませんが、議会運営委員会を、もう1度、開いていただくことになるので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 わかりました。

○海老原委員長 ですから、今回、検証した結果を、明日、全協で報告をします。その後、改正について、何でも良いつてことで良いんですよ。

○篠塚議長 はい。

○海老原委員長 そこで事務局が答えられるものもあれば、そうでないものもあるので。ということで、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○海老原委員長 その他、ございますか。

(発言者なし)

○篠塚議長 では、明日までに報告書を作っておきますので。その後、意見等があった場合は、議運を、再度、招集させていただくことで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○篠塚議長 はい、ありがとうございます。

○海老原委員長 その他、ございますか。

(発言者なし)

○海老原委員長 それでは、明日の全員協議会で、本日の結果について、私の方から報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上で議会運営委員会を閉会いたします。